

# 耳川地域森林計画書

(耳川森林計画区)

計画期間

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 13年 3月 31日

宮 崎 県

# 目 次

## I 計画の大綱

<b>1 森林計画区の概況</b> .....	1
(1) 自然的背景 .....	1
(2) 社会経済的背景 .....	3
(3) 本計画の対象とする民有林の概要 .....	5
<b>2 前計画の実行結果の概要及びその評価</b> .....	15
(1) 実行結果 .....	15
(2) 評価 .....	15
<b>3 計画樹立に当たっての基本的な考え方</b> .....	17

## II 計画事項

<b>第1 計画の対象とする森林の区域</b> .....	19
<b>第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</b> .....	20
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 ..	20
(1) 森林の整備及び保全の目標 .....	20
(2) 森林の整備及び保全の基本方針 .....	21
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 .....	23
2 その他必要な事項 .....	24
<b>第3 森林の整備に関する事項</b> .....	25
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） .....	25
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 .....	25
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針 .....	26
(3) その他必要な事項 .....	27
2 造林に関する事項 .....	29
(1) 人工造林に関する指針 .....	29
(2) 天然更新に関する指針 .....	31
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 .....	32
(4) その他必要な事項 .....	32
3 間伐及び保育に関する事項 .....	33
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 .....	33
(2) 保育の標準的な方法に関する指針 .....	33
(3) その他必要な事項 .....	34
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 .....	36
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に關 する指針 .....	36

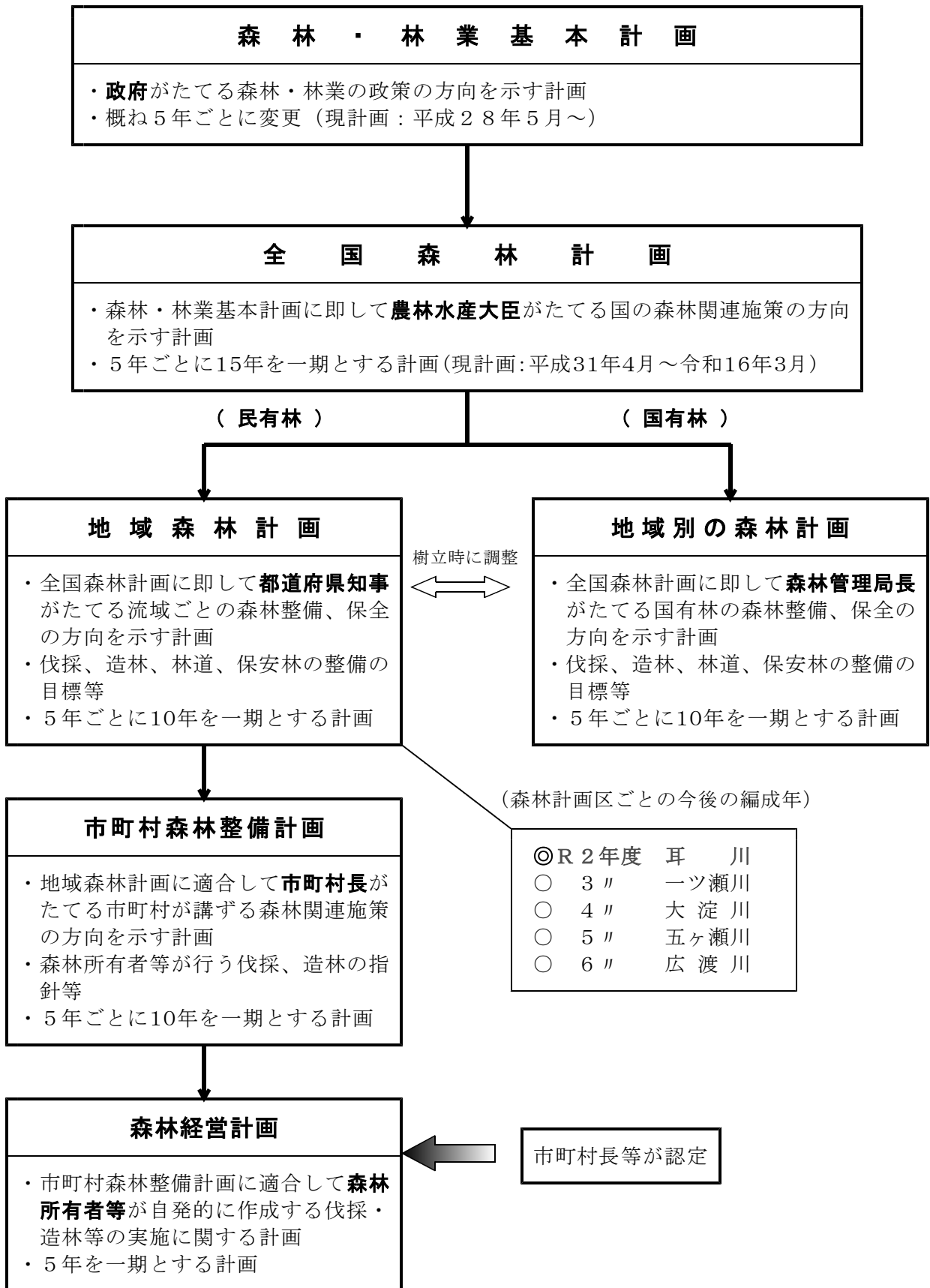
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の 基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 .....	38
(3) その他必要な事項 .....	39
<b>5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 .....</b>	<b>40</b>
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 .....	40
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本 的な考え方 .....	40
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域） の基本的な考え方 .....	41
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方 .....	41
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方 法 .....	41
(6) その他必要な事項 .....	41
<b>6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施 業の合理化に関する事項 .....</b>	<b>42</b>
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に 関する方針 .....	42
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針 .....	42
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 .....	43
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 .....	43
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針 .....	43
(6) その他必要な事項 .....	44
<b>第4 森林の保全に関する事項 .....</b>	<b>45</b>
<b>1 森林の土地の保全に関する事項 .....</b>	<b>45</b>
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 ..	45
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びそ の搬出方法 .....	51
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 .....	51
(4) その他必要な事項 .....	51
<b>2 保安施設に関する事項 .....</b>	<b>52</b>
(1) 保安林の整備に関する方針 .....	52
(2) 保安施設地区の指定に関する方針 .....	52
(3) 治山事業の実施に関する方針 .....	52
(4) 特定保安林の整備に関する事項 .....	52
(5) その他必要な事項 .....	53

3	鳥獣害の防止に関する事項	54
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	54
(2)	その他必要な事項	54
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	54
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	54
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	55
(3)	林野火災の予防の方針	55
(4)	その他必要な事項	55
<b>第5</b>	<b>保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項</b>	56
(1)	保健機能森林の区域の基準	56
(2)	その他保健機能森林の整備に関する事項	56
<b>第6</b>	<b>計画量等</b>	57
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	57
2	間伐面積	57
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	57
4	林道の開設及び拡張に関する計画	58
(1)	開設及び拡張すべき林道の数量等	58
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	63
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	63
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	65
(3)	実施すべき治山事業の数量	65
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	65
<b>第7</b>	<b>その他必要な事項</b>	66
1	保安林その他制限林の施業方法	66
2	その他必要な事項	79
<b>(附)</b>	<b>参考資料</b>	
<b>1</b>	<b>森林計画区の概要</b>	80
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	80
(2)	地況	80
(3)	土地利用の現況	84
(4)	産業別生産額	85
(5)	産業別就業者数	86
<b>2</b>	<b>森林の現況</b>	87

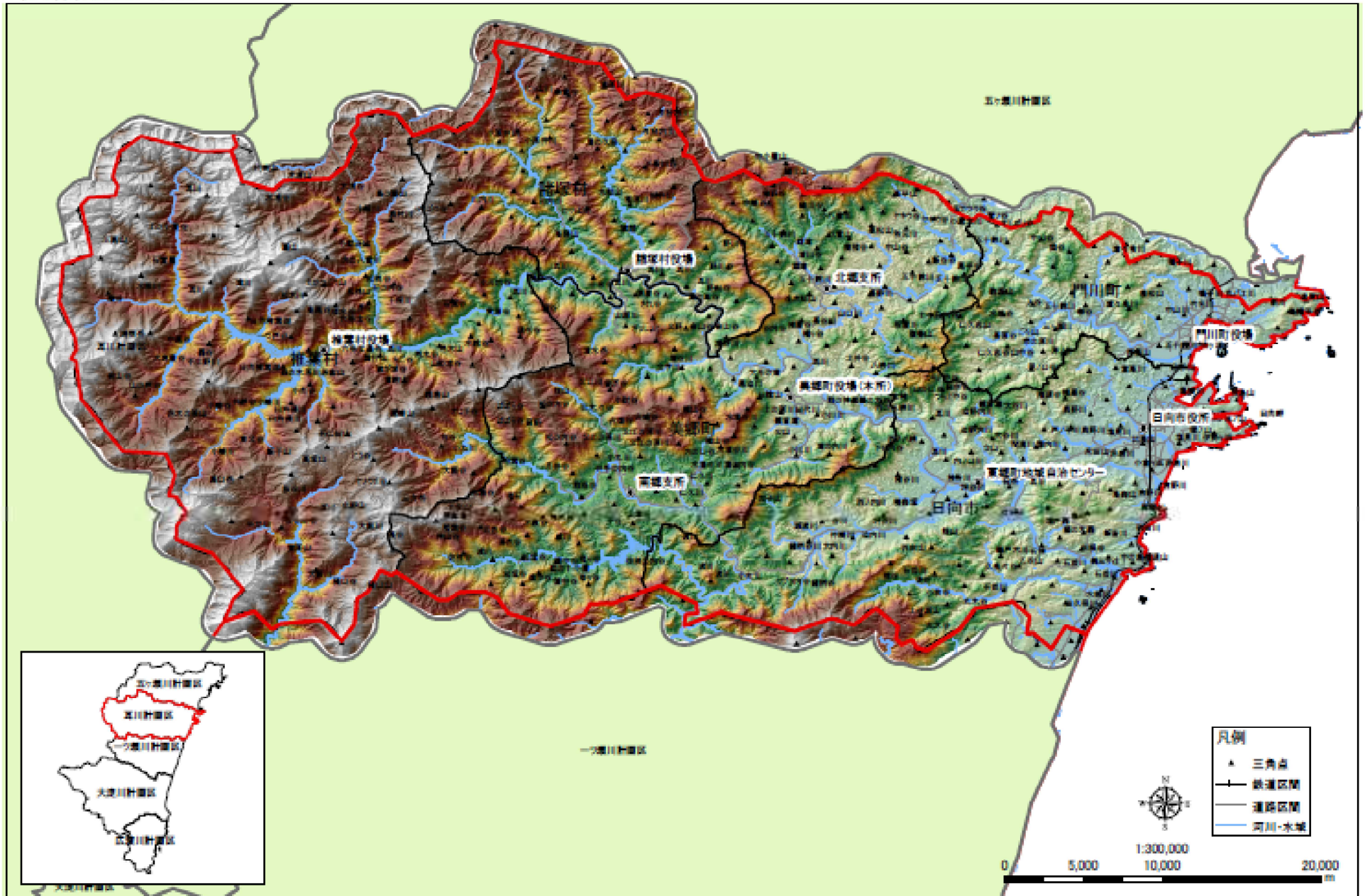
(1) 齡級別森林資源表 -----	87
(2) 制限林普通林別森林資源表 -----	147
(3) 市町村別森林資源表 -----	148
(4) 所有形態別森林資源表 -----	149
(5) 制限林の種類別面積 -----	150
(6) 樹種別材積表 -----	152
(7) 特定保安林の指定状況 -----	152
(8) 荒廃地等の面積 -----	153
(9) 森林の被害 -----	154
<b>3 林業の動向 -----</b>	<b>155</b>
(1) 保有山林規模別森林所有者数及び森林面積 -----	155
(2) 森林経営計画の認定状況 -----	156
(3) 森林組合及び生産森林組合の現況 -----	157
(4) 合法木材認定事業者の現況 -----	159
(5) 林業労働力の概況 -----	160
(6) 林業機械化の概況 -----	161
(7) 作業路網等の整備の概況 -----	163
<b>4 前期計画の実行状況 -----</b>	<b>164</b>
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積 -----	164
(2) 間伐面積 -----	164
(3) 人工造林・天然更新別面積 -----	164
(4) 林道の開設及び拡張の数量 -----	165
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画 -----	166
ア 保安林の種類別の面積 -----	166
イ 保安施設地区の面積 -----	166
ウ 治山事業の数量 -----	166
(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積 -----	166
<b>5 林地の異動状況（森林計画の対象森林） -----</b>	<b>167</b>
(1) 森林より森林以外への異動 -----	167
(2) 森林以外より森林への異動 -----	167
<b>6 森林資源の推移 -----</b>	<b>168</b>
(1) 分期別伐採立木材積等 -----	168
(2) 分期別期首資源表 -----	169
<b>7 その他 -----</b>	<b>170</b>
(1) 国有林（林野庁所管）の現況 -----	170

(2) 立木伐採実績（推計）	-----	171
(3) 人工造林の実績	-----	173
(4) しいたけ生産量	-----	175
<b>8 宮崎県天然更新完了基準</b>	-----	176
<b>9 公益的機能別施業森林等の機能区分の指針</b>	-----	180

# 森林計画制度の体系



耳川森林計画区域図



国土地理院の数値地図25000(空間データ基盤)「宮崎」を利用



# 計 画 の 大 綱

## I 計画の大綱

この計画は、森林法第5条第1項の規定に基づき、知事が、全国森林計画（計画期間：平成31年4月1日～令和16年3月31日）に即して、耳川森林計画区に係る民有林について定める地域森林計画であり、計画期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とする。

### 1 森林計画区の概況

#### (1) 自然的背景

##### ア 位置

本計画区は、県の北部に位置し、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町の1市2町2村で構成される区域である。

##### イ 地勢

本計画区は、九州の屋根と言われる標高1,000m級の高い山なみが重畳する九州山地を抱え、地形は全般的に急峻である。

西部の熊本県境に国見岳（1,739m）、江代山（1,607m）、北部には諸塚山（1,342m）、真弓岳（1,073m）、南部には石堂山（1,547m）、空野山（1,127m）等の標高1,000mを超える山岳に囲まれている。

これらの山岳から派生する山並みが重なり合って、西部の上流域から東部の海岸部に向かって徐々に標高を減じながら山間地域を形成している。また、中央部には山間盆地が点在し、中腹や尾根には緩やかな地形が出現している。

海岸部は、九州山地が海まで迫り、岬や入り江が多くリアス式海岸の様相を呈し、断崖絶壁の柱状節理も見られ、直線的な砂浜も一部あるなど変化に富んだ優れた自然景観を呈している。

河川は、椎葉村を源とする耳川が、多くの支流を集めて本計画区の中央を東西に横断する形で貫流しているほか、北部には五十鈴川が日向灘に注いでいる。さらには、南部を小丸川が美郷町南郷の渡川、一ツ瀬川が椎葉村大河内の中小河川を集めて南に流下している。

##### ウ 地質

本計画区の北西側は、二畳系～ジュラ系を主とする秩父帯で、その南東側は県内を広く占めている白亜系～古第三系を主とする四万十帯が中央部から海岸部まで広く分布し、これら秩父帯・四万十帯には、第三紀の火山－深成複合岩体が存在する。

秩父帯では、砂岩、泥岩、砂岩泥岩互層やチャートを主体とし、椎葉村国見岳東方で石灰岩が、尾前北方で玄武岩質火山岩類がそれぞれ例外的に分布している。

四万十帯では、北西から南東に向かって、主に砂岩、泥岩からなる諸塚層群、千枚岩質の泥岩、砂岩泥岩互層、玄武岩質火山岩からなる槇峰層群、砂岩と乱雑層、泥岩を主とし一部玄武岩質火山岩を含む日向層群が配列している。

また、本計画区の南東側及び南西端に分布する第三系火山－深成複合岩体では、花崗閃緑斑岩及び溶結凝灰岩等が存在している。さらに、五十鈴川及び塩見川下流の海岸平野部には沖積層が発達している。

## エ 土壌

海岸部に近い東部地域を除くほぼ全域でスギ・ヒノキ等の生育に適した適潤性褐色森林土壌が広く分布し、稜線部にはアカマツ・シイノキ等の生育に適した乾性褐色森林土壌が分布している。

緩斜面や河岸段丘の平坦地、山麓地などの一部に火山抛出物に由来する黒ボク土壌が分布している。東部地域は黄褐色の褐色森林土壌や乾性褐色森林土壌が広がり、海岸線には砂丘・残積性の未熟土壌が認められる。

本計画区全体では、総体的に土壌条件に恵まれ、林木の生育に適した腐食質に富む土壌が広く分布し、東部地域の乾性褐色森林土壌地帯では有効土層が浅く、生産力の低い地域も一部に見られる。

## オ 気象

東部に位置する日向市及び門川町は、日向灘に面していることから黒潮の影響を受け、平均気温（平成27～平成31/令和元年平均値）は16.9℃と冬暖かく夏涼しい気象条件にある。

また、中西部の諸塚村、椎葉村及び美郷町は、熊本県境九州山地側に位置し、平均気温は15.1℃であるが、夏期の最高気温は36℃を超える日や、冬期は積雪と氷点下7℃以下の日があるなど年間の気温差が大きい気象条件にある。

年平均降水量は、東部海岸地域が2,964mm、西部山間地域が3,384mmと豊富な降雨量があり、比較的温暖多雨な気象条件は、林木の生育に適した環境となっている。（表I-1）

表I-1 観測所別気象平均値（平成27～平成31/令和元年の平均値）

単位 気温：℃、降水量：mm

区 分	気 温			年 平 均 降 水 量	主 風 の 方 向
	平 均	最 高	最 低		
日 向 観 測 所	16.9	35.6	-4.5	2,964	西北西
神 門 観 測 所	15.1	36.2	-7.9	3,384	北

注：最高、最低気温は年間の極値の平均

資料：気象庁

## カ 自然景勝地

東部の海岸線のほとんどは日豊海岸国定公園に指定され、日向灘をのぞむリアス式海岸は、黒潮洗う豪壮な岬と入り江、浜が交互に連なる景勝地である。

西部の山岳地は九州中央山地国定公園に指定され、森林溪谷や山岳景観に優れている。

また、平成27年には世界農業遺産「高千穂郷・椎葉山地域」にも認定され、グリーンツーリズムや観光保養の場所として脚光を浴びている。

## (2) 社会経済的背景

### ア 交通網の状況

東部の海岸地域は、JR日豊本線及び国道10号線に沿って連続した市街地を形成しており、道路網が比較的整備されていることから、交通事情に恵まれた地域である。

また、平成26年3月に開通した東九州自動車道は、北九州から宮崎までつながり、今後、日向ICと入郷地区、諸塚、椎葉を結ぶ国道327号永田バイパスが整備され、流域内の物流効率化と広域化が期待されている。

一方、山間部に位置する中西部では、奥日向路として親しまれる国道327号が本計画区中央部を耳川沿いに東西に横断し、南部を国道388号、西部山間地域を国道265号等が走り、これらを幹線として、県道、市町村道が縦横に連絡し、さらに、農道、林道等が接続して道路網を形成している。

海上輸送では、東九州の物流拠点となっている細島港が日向市に位置し、当港は国の重点港湾に選定され、県内の工業生産の中心的な位置を占めているとともに、貨物船の大型化やコンテナ輸送のための機能の充実が進められており、木材製品等の県外への出荷等を含めた流通量のさらなる拡大が期待されている。

### イ 人口

本計画区の人口は、平成27年の国勢調査によると89,971人で、県の総人口の8.1%を占めている。人口密度は、55.2人/km<sup>2</sup>となっている。

### ウ 土地利用の状況

本計画区の総面積は163,116haで県土面積の21%を占め、そのうち森林面積は143,239ha（森林率88%）であり、県内の他の計画区に比べ最も高くなっている。

森林のうち民有林は131,217haで92%を占め、国有林は12,021haで8%となっており、民有林と国有林の総面積は県全体の森林面積の24%を占めている。

耕地面積は3,489haで計画区面積の2%と県全体の9%に比べ非常に低く、宅地等その他の面積は16,388haで10%となっている。（表I-2）

表I-2 土地利用状況

単位 面積：ha、構成比：%

区 分	土地面積	森 林			耕 地	その他
		総 数	国 有 林	民 有 林		
耳川計画区	163,116	143,239	12,021	131,217	3,489	16,388
構成比	100	88	7	80	2	10
県 計	773,534	585,770	177,722	408,048	66,000	121,764
構成比	100	76	23	53	9	16

注1：土地面積は令和2年7月1日現在

2：森林面積は森林法第2条で定義された森林で令和2年3月31日現在

3：国有林には林野庁所管以外を含む

4：総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため

資料：土地面積については国土地理院『令和元年全国都道府県市区町村別面積調』

耕地面積については九州農政局

『第66次 九州農林水産統計年報（平成30～令和元年 農林業編 宮崎）』

国有林面積については林野庁、農林業センサス2015  
 私有林面積については県森林経営課

エ 産業の概要

日向市を中心に経済圏を形成しており、平成29年度の産業別総生産額は、第1次産業が120億円、第2次産業が1,173億円、第3次産業が1,810億円で、総額では3,118億円で、県全体の8%を占めている。

産業別総生産額の構成比を見ると、第1次産業が4%、第2次産業が38%、第3次産業が58%となっている。本計画区の林業生産額は約41億円で、全産業に占める割合は県全体と比較して高くなっている。(表I-3)

また、産業別の就業者数は、第1次産業が5千人、第2次産業が12千人、第3次産業が26千人、合計で43千人となっている。本計画区の林業就業者数は920人で、県全体の29%を占めている。(表I-4)

表I-3 産業別総生産額

単位 生産額：百万円、構成比：%

区 分	総 額	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
		総 数	農 業	林 業	水産業		
耳川計画区	311,802	11,997	5,597	4,087	2,312	117,265	181,016
構成比	100	4	2	1	1	38	58
県 計	3,762,915	199,399	160,839	15,782	22,777	891,794	2,649,592
構成比	100	5	4	0	1	24	70

注1：平成30年3月31日現在

2：総額は輸入品等に課される税等を加算した数値なので、各産業の合計と一致しない

3：総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため

資料：県統計調査課『平成29年度宮崎県の市町村民経済計算』

表I-4 産業別就業者数

単位 就業者数：人、構成比：%

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
		総 数	農 業	林 業	水産業		
耳川計画区	42,667	4,555	3,239	920	396	12,208	25,904
構成比	100	11	8	2	1	29	61
県 計	508,237	56,021	49,747	3,194	3,080	107,057	345,159
構成比	100	11	10	1	1	21	68

注1：「分類不能の産業」は除く

2：総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため

資料：県統計調査課『平成27年国勢調査』

### (3) 本計画の対象とする民有林の概要

#### ア 森林資源の現況

民有林面積は131,173haで、県内の計画区の中では最も広く、本県民有林の32%を占めている。蓄積は43,317千m<sup>3</sup>で民有林全体の31%と各計画区の中では最も多く、ヘクタール当たりの平均蓄積は330m<sup>3</sup>で、県平均347m<sup>3</sup>をやや下回る蓄積となっている。

本計画区は、昭和30年代前半までは薪炭の生産が盛んであったが、薪炭の需要が急激に減少したことなどから、昭和30年代後半から積極的に拡大造林に取り組み、人工林面積は77,401haに達し、本県民有人工林の33%を占めるに至った。なお、人工林率は、急峻な地形が多いが、県平均57%をやや上回る59%となっている。

人工林の樹種別面積構成比は、スギ64%、ヒノキ18%、クヌギ・ナラ12%、その他が4%となっており、スギの割合が県全体に比べ低く、ヒノキやしいたけ原木林としてのクヌギ・ナラの割合が県平均と比較して高いのが特徴である。(表I-5)

齢級別の人工林面積は、前回計画では10齢級をピークに7~11齢級が63%占めていたが、今回計画では、11齢級の12,944haをピークに8~12齢級が60%を占めている。また、天然林の齢級別面積は、12齢級が最も多く、9齢級~13齢級が全体の54%を占めている。

特に、スギでは標準伐期齢以上の森林が34,860haで、スギ人工林面積の70%を占めており、本格的な収穫期を迎えているとともに、偏った齢級構成となっている。(図I-1)

表I-5 人工林樹種別面積

単位 面積：ha、構成比：%

区分	総数	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ ・ナラ	その他 広葉樹
耳川計画区	77,401	49,793	14,292	3,117	46	9,354	799
構成比	100	64	18	4	0	12	1
県計	232,057	166,744	35,858	10,185	193	16,496	2,581
構成比	100	72	15	4	0	7	1

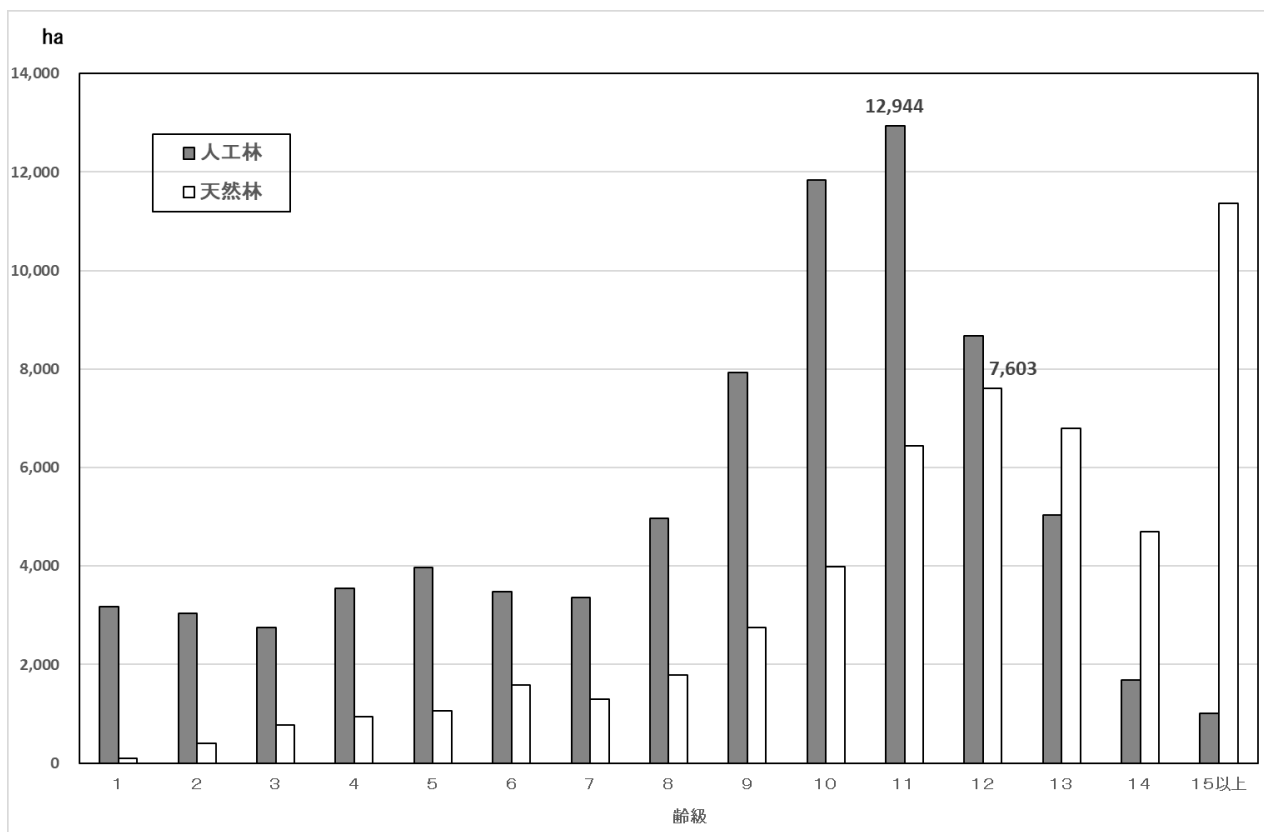
注1：令和2年3月31日現在

2：総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため

3：数値は地域森林計画対象森林

資料：県森林経営課

図 I - 1 人工林・天然林別齢級別面積



注：令和2年3月31日現在

資料：県森林経営課

#### イ 森林の種類

森林の種類は、普通林が78,509haで60%、法令により施業の制限を受けている森林（以下「制限林」という。）が52,664ha（各制限林の重複を除く。）で40%となっている。制限林のうち保安林は98%を占め、保安林の種類別面積は、水源かん養保安林47,433haで最も多く、土砂流出防備保安林3,948ha、土砂崩壊防備保安林2ha、その他の保安林666haとなっている。

注）面積は森林資源調査結果を基に集計したもので、実面積とは異なる。

#### ウ 所有規模別面積・森林所有者数

所有形態別面積の構成比は、個人有林62%、市町村有林6%、会社有林13%等となっている。また、森林総合研究所森林整備センターの分収林の占める割合が8%と県平均に比べ高いのが特徴である。（表 I - 6）

所有規模別森林所有者数の構成比は、1ha未満が45%、1ha以上5ha未満が29%、5ha以上30ha未満が21%、30ha以上100ha未満が4%、100ha以上が1%となっており、1人当たり換算した所有面積は平均9haであり、県内の各計画区の中で最も大きい。

（表 I - 7）

表 I - 6 所有形態別森林面積

単位 面積：ha、構成比：%

区 分	総 数	個 人	市町村	会 社	県	宮崎県 林業公 社	森林整 備センター	その他
耳川計画区	131,173	81,708	8,316	17,299	3,730	3,871	9,982	6,267
構成比	100	62	6	13	3	3	8	5
県 計	407,845	277,886	25,920	45,084	15,640	9,539	19,719	13,987
構成比	100	68	6	11	4	2	5	3

注 1：令和 2 年 3 月 31 日現在

2：総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため

3：「個人」は個人有林、共有林等の面積

4：「県」は県有林、県行造林等の面積

資料：県森林経営課

表 I - 7 所有規模別森林所有者数

単位 所有者数：人、構成比：%

区 分	総 数	1 ha未満	1 ha以上 5 ha未満	5 ha以上 30ha未満	30ha以上 100ha未満	100ha以上
耳川計画区	14,754	6,693	4,319	3,099	546	97
構成比	100	45	29	21	4	1
県 計	141,543	101,155	29,238	9,567	1,338	245
構成比	100	71	21	7	1	0

注 1：令和 2 年 3 月 31 日現在

2：所有者数は実人数

3：構成比の総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため

資料：県森林経営課

## エ 森林資源の推移

民有林面積は131,173haで、その内訳は、人工林が77,401ha、天然林が51,548ha、伐採跡地等その他の森林が2,223haである。平成27年の前計画と比較すると全体では、311ha減少しているが、人工林は85ha増加している。また、天然林が91ha減少し、竹林は12ha減少、無立木地等が293ha減となっている。

人工林が増加したのは、無立木地等に含まれる伐採跡地や天然林伐採跡地への植栽などがあげられる。

蓄積については、スギ林分収穫表の見直しなどにより、前計画に比べ、全体では32%増加し、ヘクタール当たりの蓄積は人工林が432m<sup>3</sup>、天然林が192m<sup>3</sup>となっている。

なお、森林面積の減少は、太陽光発電施設設置などの林地開発完了箇所などによるものである。（表 I - 8）



表 I - 8 森林資源の推移

単位 面積：ha、蓄積：千m<sup>3</sup>、千束（竹林）

区 分		平成26年度末		平成31年/令和元年度末		増 減		
		面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	
総 数		131,484	32,698	131,173	43,317	▲311	10,619	
立 木 地	総 数	128,956	32,698	128,949	43,317	▲7	10,619	
	人工林	総 数	77,316	23,069	77,401	33,433	85	10,364
		針葉樹	66,995	21,859	67,248	32,129	253	10,270
		広葉樹	10,321	1,210	10,153	1,304	▲168	94
	天然林	総 数	51,639	9,629	51,548	9,884	▲91	255
		針葉樹	1,626	568	1,604	566	▲22	▲2
		広葉樹	50,013	9,060	49,944	9,319	▲69	259
	竹 林		822	576	810	569	▲12	▲7
	無 立 木 地		1,706	-	1,413	-	▲293	-

注1：蓄積の総数には竹林の蓄積は含まない

注2：総数と内訳、増減が一致しないのは四捨五入のため

資料：県森林経営課

## オ 造林及び伐採の動向

人工造林は、拡大造林最盛期の昭和45年の5,412haをピークに年々減少が続いているが、ここ数年は、毎年700ha程度で推移している。また、再造林については、計画区内の市町村における伐採跡地への植栽など資源の造成に対する助成策の効果により、県内でも最も高い再造林率となっている。（図 I - 2）

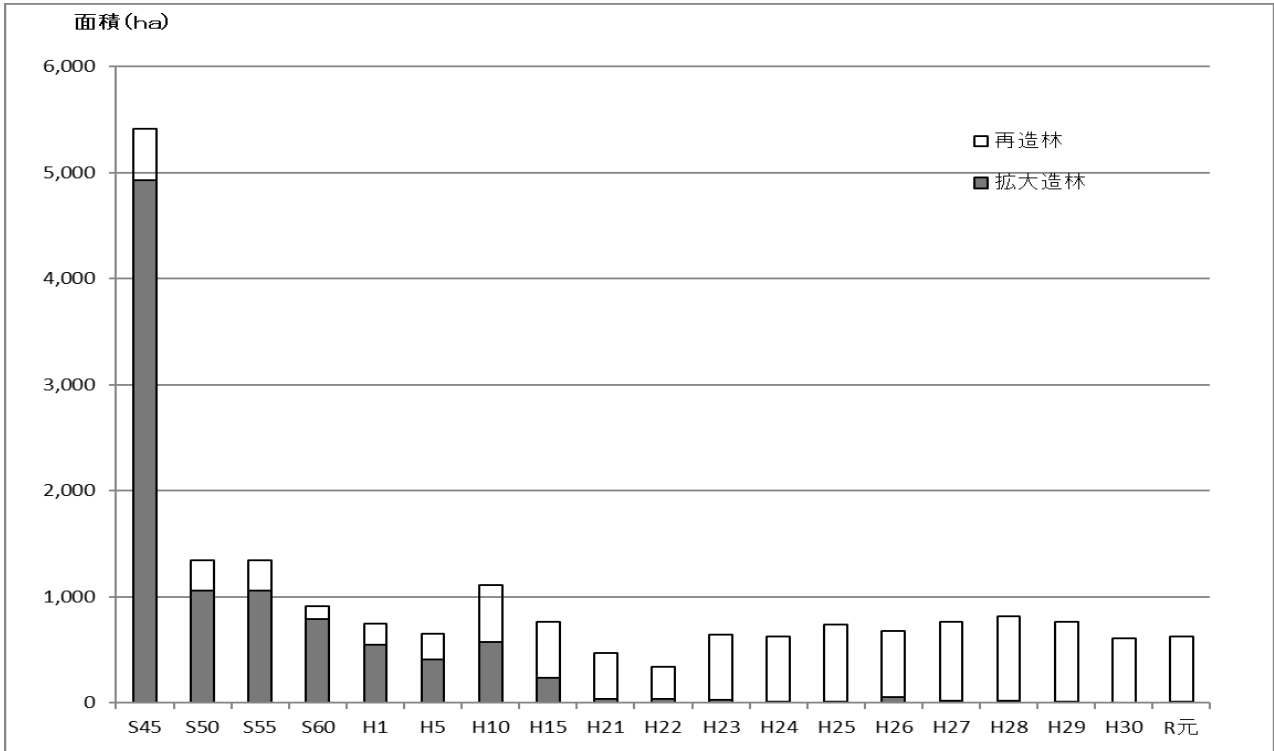
主要樹種別の造林面積割合は、最近5箇年間の平均ではスギが87%、ヒノキが1%、その他の樹種が12%となっており、拡大造林最盛期から比較すると、ヒノキやその他の樹種が減少し、近年では人工林伐採跡地のスギを主体とした再造林が中心となってきている。

また、しいたけ原木林としてのクヌギ等が多く造成されてきたが、近年は減少している。

伐採量は、昭和40年から昭和47年にかけては年間40万m<sup>3</sup>を超え、広葉樹の伐採量が針葉樹を大きく上回っていた。その後漸次減少し、昭和50年代は年間35万m<sup>3</sup>前後で推移し、針葉樹と広葉樹の割合がほぼ同程度となっている。平成の始めまでは年間40万m<sup>3</sup>程度で推移し、特に人工林資源の充実等もあり針葉樹の伐採量が伸びていたが、平成28年度の72万m<sup>3</sup>をピークに減少傾向となっている。（図 I - 3）

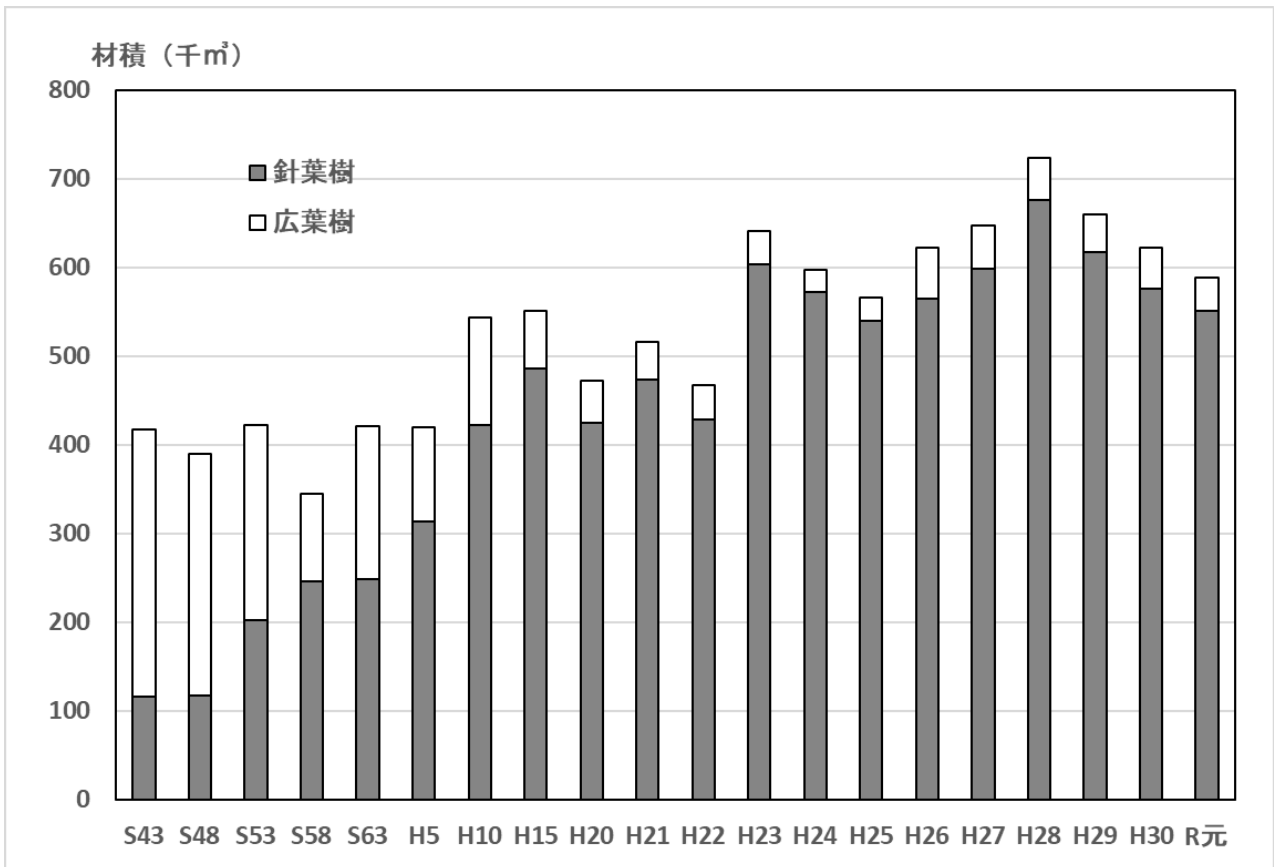
間伐面積は、昭和50年代初めから増加し、平成13年度の5,920haをピークに減少し、最近5ヶ年間では、年平均1,265haが実施されている。

図 I - 2 人工造林面積の推移



注：国有分収林を含む  
資料：県森林経営課

図 I - 3 伐採量の推移 (推計値)



資料：県森林経営課

カ 木材流通・加工の状況

製材工場は、平成30年現在で県全体の13%に当たる19の工場があり、出力階層別内訳は表I-9のとおりとなっている。本計画区においても、県全体と同様に中小規模の製材工場数が減少しているなか、日向市に進出した大型製材工場が平成26年8月から稼働し、新たに小断面集成材工場の整備も進められている。

出荷量は、県全体の36%に当たる347千m<sup>3</sup>の製品が出荷されており、出荷先は県外出荷が85%を占め、その約5割が九州圏域、残りの約5割が首都圏等となっている。

(表I-10)

流通施設は、宮崎県森林組合連合会東郷林産物流通センターをはじめ日向地区国有林材事業協同組合、日向木材市場の3施設が点在し、木材の流通に重要な役割を果たしており、その素材取扱量は、平成30年で県全体市場取扱量の22%に当たる277千m<sup>3</sup>となっている。

本計画区は、本格的な主伐期を迎えた豊富な森林資源を有効活用するための製材施設、人工乾燥施設や集成材等の高次加工施設の生産体制の充実が進んでいる。

表I-9 出力階層別製材工場数

単位 工場数：工場、構成比：%

出力数	計	7.5以上 75kw未満 (小規模工場)	75以上 300kw未満 (中規模工場)	300kw以上 (大規模工場)	
		耳川計画区	19	2	6
	構成比	100	11	32	58
県	計	141	42	63	36
	構成比	100	30	45	26

注：総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため

資料：農林水産省『平成30年木材需給報告書』

表I-10 製品出荷先別出荷量(平成30年次)

単位 出荷量：千m<sup>3</sup>、構成比：%

区分	製品 出荷量	出荷先								
		県内	県外							
			総数	九州	沖縄	首都圏	関西圏	中京圏	その他	
耳川計画区	347	51	296	143	11	58	27	18	39	
	構成比	100	15	85	41	3	17	8	5	11
県	計	973	250	723	413	54	77	71	42	66
	構成比	100	26	74	42	6	8	7	4	7

注1：「首都圏」は、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨の各都県

2：「関西圏」は、大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山の各府県

3：「中京圏」は、愛知、岐阜、三重の各県

4：総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため

資料：県山村・木材振興課

キ 基盤整備の状況

令和元年度末の林道延長は1,031km、森林作業道延長は3,551kmとなっている。

林道密度は、ヘクタール当たり7.8mで県内の各計画区の中で最も高いが、林道に国・県道等の公道を加えた林内道路密度は、ヘクタール当たり18.3mで県平均18.6mを下回っている。

森林作業道（作業路）を加えた林内路網密度は、全国的にもいち早く整備に取り組んだことから、ヘクタール当たり45.3mで県内計画区の中で最も高くなっており、これらの道路網が、効率的な林業経営や森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている。特に、諸塚村や美郷町においては林内路網密度がヘクタール当たり50mを超え、急傾斜地の多い地域にも関わらず、高密路網を活用した作業システムの導入が可能となり、素材生産や森林造成のコスト低減に大きく貢献している。（表 I - 11）

高性能林業機械については、平成30年度末で145台が導入され、高密路網を活用した作業システムの導入が可能となり、素材生産や森林造成コストの低減に大きく貢献している。

表 I - 11 林道密度、林内道路密度及び路網密度

単位 密度：m/ha

区 分	林 道 密 度	林内道路密度	林内路網密度
耳 川 計 画 区	7.8	18.3	45.3
県 平 均	6.5	18.6	38.7

資料：県森林経営課『令和元年度林内路網統計』

ク 民有林経営の組織化・計画化の動向

森林施業の集約化を推進し、安定的・持続的な林業経営基盤の確立を図るための森林経営計画は、令和元年度末の認定面積が約69千haで、計画対象民有林の53%で、県平均を大きく上回っている。（表 I - 12）

表 I - 12 森林経営計画の認定状況

単位 面積：ha、認定率：%

区 分	森林経営計画	認定率 (合計/5条森林)
耳 川 計 画 区	81,206	61.9
県 計	181,056	44.4

注1：令和2年3月31日現在。

注2：認定面積は重複を含む。

資料：県森林経営課

ケ 林業事業者の動向

素材生産業者は、県全体の21%にあたる116業者であり、県全体の宮崎県造林素材生産事

業協同組合連合会のもと、地域に協同組合が設立されており、組織の強化を図っている。

また、経営改善意欲や経営管理能力の保持、森林施業実行体制の確保及び行動規範の策定などを満たした「ひなたのチカラ林業経営者」には、県全体（59林業経営者）の27%にあたる16林業経営者が登録されており、今後、森林経営管理制度の重要な担い手として期待されている。

特に、「耳川広域森林組合」は、全国有数の民有林森林面積である本計画区の民有林の林業経営の担い手として中心的役割を果たしており、事業の拡大等経営基盤の拡充や業務の効率化など経営の合理化に努めている。（表 I - 13）

表 I - 13 系統別素材生産業者数（合法木材認定事業者数）

区 分	総 数	単 位 業 者		
		県森連認定	県素連認定	県木連認定
耳川計画区	116	79	34	3
県 計	565	321	236	8

注：令和2年7月末日現在

資料：県山村・木材振興課

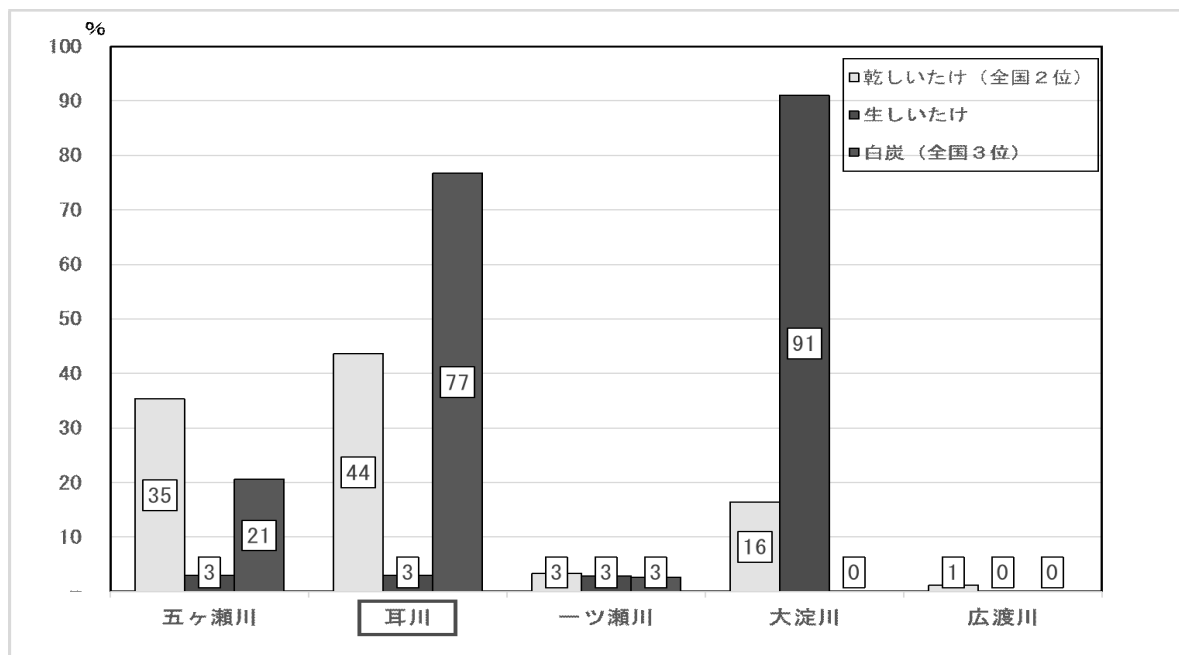
#### コ 特用林産物等の動向

本県の乾しいたけの生産量は全国2位であるが、近年は価格の低迷等により、減少傾向である。過去5カ年（平成27～平成31/令和元年）の計画区内の生産量は、平均で205tと県全体の44%を占めているが、生産量がピークであった昭和59年の957tの2割程度に減少している。

一方、生しいたけの生産量は、平成に入ってから増加傾向にあったが、平成7年の243tをピークに減少してきており、過去10カ年の生産量は、平均で141t（令和元年94t）で、県全体に占める割合も3%に留まっている。（図 I - 4）

本県の白炭の生産量は246tと全国3位であり、令和元年は本計画区的美郷町を中心に県全体の生産量の77%に当たる188tが生産されているが、生産量は近年減少傾向である。

図 I - 4 ししいたけ・白炭の生産状況（平成30年次）



資料：県山村・木材振興課

## サ その他の動向

### (ア) 耳川流域森林・林業活性化センターの取組

平成4年度に設立された耳川流域・林業活性化センターは、これまで、流域内の関係機関が連携して木材の安定供給に取り組んできたところであるが、近年、本計画区は、本格的な伐採期を迎え、県内の大型製材施設や木質バイオマス発電施設の本格稼働により伐採面積が増加傾向にある。

そのため、これまでの取組に加え、県、県警、市町村、森林組合等で締結した「宮崎県森林の誤伐及び盗伐対策に関する協定書（平成29年8月28日）」や「宮崎県伐採・搬出及び再造林ガイドライン（平成30年11月28日宮崎県森林経営課）」を踏まえ伐採パトロールを実施し、境界確認の徹底、環境に配慮した路網開設や伐採方法、林地残材の処理方法などについて指導するとともに、適切な再造林を推進している。

### (イ) 林業成長産業化地域創出モデル事業の取組

平成29年4月、国は地域の森林資源を活用して、多くの雇用や経済価値を生み出す「林業成長産業地域」に延岡・日向地域が選定され、同年8月に両市は「延岡・日向資源循環型林業推進協議会」を設置した。

日向市では、ソフト事業として、高校生向けの林業教育プログラムの実施や新たな担い手向けの体験ツアーの実施、伐採・再造林一貫作業システムの普及啓発などを推進している。

### (ウ) 資源循環利用を促進する適切な森林整備の促進

地域森林計画及び市町村森林整備計画の森林ゾーニングに即した施業による適正森林管理や計画的な伐採と再造林による森林の若返りを進め、健全で豊かな森林づくりを推進するとともに、森林情報の的確な把握と公的関与による森林管理を促進している。

(エ) スギ苗木の養成

人工林の伐採量が年々増加し、伐採跡地の再造林を確実に進めるために、県林業技術センター等と連携し、中山間地域の耕作放棄地などを活用した採穂園の造成による穂木の供給、コンテナ苗の生産促進など苗木の安定供給体制整備に取り組んでいる。

(オ) 鳥獣被害対策体制の整備

深刻化している鳥獣被害については、イノシシ・ニホンジカ・サル等野生鳥獣による農林産物への被害を防止するため、県総合農業試験場（鳥獣被害対策支援センター）や関係行政機関等と連携し、地域全体での対策への取り組みや、有害鳥獣捕獲や特別捕獲による適正な捕獲数の管理に努めている。

(カ) 森林づくり応援団の育成

十分な手入れが行き届かない森林の増加など、森林の多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念されることから、県民共有の財産である森林の重要性や役割を普及・啓発するとともに、県民みんなで守り育てていくという意識の醸成を図っている。

(キ) みやざき林業大学校における総合的な人材育成

平成31年4月に県林業技術センター（美郷町）を拠点に開講した「みやざき林業大学校」では、林業就業に必要な資格を有するなど即戦力となる新規就業者を育成する「長期課程」をはじめ、現場技能者や市町村職員等の更なる技術力向上を図る「短期課程」により、本県林業・木材産業が求める人材に対応した各種の研修を実施するとともに、林業経営の高度化や地域活性化に取り組む人材の養成、一般県民向けの森林・林業教育など、幅広く総合的な人材育成に取り組んでいる。

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

### (1) 実行結果

(計画期間：平成28年4月1日～令和3年3月31日、5年間)

表 I - 14

区 分		計 画	実 行	実行歩合
伐採立木 材 積	総 数	3,123千m <sup>3</sup>	3,170千m <sup>3</sup>	102%
	主 伐	2,235千m <sup>3</sup>	2,512千m <sup>3</sup>	112%
	間 伐	888千m <sup>3</sup>	658千m <sup>3</sup>	74%
間 伐 面 積		14,325ha	5,853ha	41%
人 工 造 林		3,291ha	3,420ha	104%
天 然 更 新		1,530ha	2,225ha	145%
林 道 開 設		21路線 55.9km	16路線 19.5km	35%
林 道	舗 装	74.0km	46.6km	63%
	改 良	37箇所	80箇所	216%
保 安 林 指 定 面 積		4,169ha	1,819ha	44%
治 山 事 業 施 行 地 区		90地区	86地区	96%

注：令和2年度の実行量は見込み

### (2) 評価

#### ア 伐採立木材積

木材の需要の増加に伴い、主伐は計画量を上回ったが、間伐については、対象林の高齢級化及び森林所有者の主伐への意向の高まりにより、計画量を大きく下回った。



#### イ 間伐面積

間伐については、対象林の高齢級化及び森林所有者の主伐への意向の高まりにより、計画量を大きく下回った。長伐期施業への誘導や森林環境譲与税の活用等による間伐の推進を図る必要がある。

#### ウ 人工造林及び天然更新

人工造林は、伐採面積の増加に伴い再生林の推進に取り組んだ結果、計画面積を上回った。

また、天然更新についても計画を上回った。

#### エ 林道開設及び拡張

当該実行期間は、幹線となる林道の開設及び拡張が行われたが、予算確保などの理由により、林道開設は計画量を下回った。

なお、林業専用道や森林作業道など、森林整備の実施に合わせた適切な整備を行うとともに、効率的な木材輸送に必要な改良を図る必要がある。

#### オ 保安林指定面積及び治山事業施行地区

保安林指定面積は、計画量を下回ったが、治山事業施行地区は、計画量とほぼ同じであった。

山地に起因する災害を未然に防止し、県土の保全と安全で住みやすい生活環境を確保するため、計画的な保安林指定や治山事業を実施していく必要がある。

### 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

県土の76%を占める森林は、木材等林産物の供給はもとより、きれいな水を貯え、土砂災害や洪水から私たちの生命や財産を守る役割のほか、野生動植物の生息・生育の場や景観の創出など自然環境を保全・形成する役割、さらには二酸化炭素を吸収・固定し、地球温暖化防止に貢献する役割などが期待されている。

戦後の積極的な拡大造林によって造成された人工林は、その多くが収穫期を迎えており、資源の循環利用の観点から、木材を収穫し、その利用を図るとともに、再び植栽する「伐って、使って、すぐ植える」という森林資源の循環利用を確立していくことが重要となっている。また、高齢級の人工林を適切に伐採し、再造林することにより、「森林の若返り」と年齢構成の平準化を進めていく必要がある。

このような背景のもと、森林から生み出される森林資源を無駄なく有効に活用しながら、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、地域の森林資源の現況や自然条件等を踏まえて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

計画樹立に当たっては、本県林政の基本方針を示した「第八次宮崎県森林・林業長期計画」との整合を図るとともに、全国森林計画に即して、森林資源の成長量を踏まえた伐採、造林等の森林の整備及び保全に関する計画事項を地域の実態に応じて定めることとする。

耳川計画区は、スギを主体とした豊富な森林資源が本格的な収穫期を迎えていることから、計画的な伐採と確実な再造林により、将来にわたる木材の利用を維持し、本計画区の基幹産業である林業の成長産業化を進めることとする。

このため、計画区内の自然条件等に応じた様々な樹種から構成されるバランスのとれた年齢構成の森林への誘導を基本とし、森林資源の循環利用と水資源の涵養<sup>かん</sup>などの果たすべき機能に応じた適正な森林管理を進めることにより、森林の有する多面的機能の維持・向上を図ることとする。

特に、本計画区は、急峻な地形が多くを占める地域でもあることから、山地災害防止機能や土壌保全機能を維持・増進するための適正な森林の施業を推進する。

また、治山事業の実施に当たっては、荒廃溪流や山腹崩壊地の復旧及び森林の造成等について、適切かつ効率的な工種・工法を採用するものとするが、特に、県産材の需要拡大を図る観点から、木材を利用した工種・工法を積極的に推進することとする。



# 計 画 事 項

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

耳川地域森林計画の対象とする森林は次のとおりとする。

表II-1 市町村別の地域森林計画対象民有林面積

単位 面積：ha

区 分		面 積
総 数		131,172.53
市町村別内訳	日向市	23,535.82
	門川町	9,892.23
	諸塚村	16,792.99
	椎葉村	41,851.64
	美郷町	39,099.85

注1：計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

2：本計画の対象森林は、（次の(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の(3)の事項については保安林及び保安施設地区の森林を除く。）次の(1)から(3)までの事項の対象となる。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可
- (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
- (3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出

3：森林計画図の閲覧場所は、次のとおりとする。

- 宮崎県環境森林部森林経営課（住所：宮崎市橘通東2-10-1 電話：0985(26)7159）  
 宮崎県東臼杵農林振興局林務課（住所：延岡市愛宕町2-15 電話：0982(32)6157）  
 宮崎県東臼杵農林振興局諸塚駐在所（住所：諸塚村大字家代3043-1 電話：0982(65)0019）  
 宮崎県東臼杵農林振興局椎葉駐在所（住所：椎葉村大字下福良1747-10 電話：0982(67)2047）

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、森林資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

また、これらを踏まえて森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する水源涵養<sup>かん</sup>、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護等に関する取組を推進する。

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるうえで望ましい森林の姿を森林の有する機能ごとに次のとおり定め、森林の整備及び保全の推進に当たっては、1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等を配慮の上、特に以下の事項に留意して、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとする。

本計画区は、温暖で降水量が多く、スギを主体とした育成単層林を維持する施業が積極的に行われていることから、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮しつつ、木材需要に弾力的に対応できるよう、適切な間伐等の実施、適確な更新の確保、長伐期化等を推進することとする。

#### ア 水源涵養機能<sup>かん</sup>

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

#### イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤整備が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針については、表Ⅱ－２のとおりとする。

表Ⅱ－２ 森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 <sup>かん</sup>	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能<sup>かん</sup>の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図るとともに植栽等による確実な更新を行うこととする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養機能<sup>かん</sup>が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>

<p>山地災害 防止機能 ／土壌保 全機能</p>	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
<p>快適環境 形成機能</p>	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
<p>保健・レ クリエー ション機 能</p>	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>生物多様 性保全機 能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮</p>



	が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

なお、森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

また、これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、表Ⅱ－３のとおり定める。

表Ⅱ－３ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha 蓄積：m<sup>3</sup>/ha

区 分		現 況	計 画 期 末
面 積	育成単層林	80,272	80,624
	育成複層林	269	315
	天然生林	48,407	48,882
森 林 蓄 積		336	323

注 1：現況は令和2年3月31日現在

2：計画期末は令和13年3月31日時点

3：竹林、無立木地は含まない（現況と計画期末の森林面積は同じ）

ア 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林

イ 育成複層林

森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成する森林として人為的に成立させ維持される森林

ウ 天然生林

主として、天然力を活用することにより成立させ維持される森林

注1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

2 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

3 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽、生育すること。

## 2 その他必要な事項

しいたけ原木としてのクヌギ林等については、林地条件等を勘案し、育成単層林施業を推進する。

### 第3 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行うとともに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。さらに、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うこととする。

加えて、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進することとする。

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画の作成に当たっては、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の1の「間伐立木材積その他の伐採立木材積」を踏まえ、次の事項を指針として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して森林の立木竹の伐採に関する事項を定めるものとする。

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採により行うものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

立木の標準伐期齢については、地域を通じた立木の主伐の時期に関する指標として、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図れるように配慮したものとする。

さらに、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯

を設置することとする。

特に、高性能林業機械等による伐採・搬出に当たっては、「環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針（平成20年3月宮崎県環境森林部）」を基準に、地形、地質等を十分考慮し、山地の崩壊や土砂の流出などの災害の未然防止を図るよう留意するものとする。

なお、伐採方法別の留意点については、次に掲げるところによる。

#### ア 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとし、皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

#### イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

### (2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、市町村の区域に生育する主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採期齢及び森林の構成を勘案して定めることとし、表Ⅱ－4に標準伐期齢の参考林齢を示しているが、施業の体系等が著しく異なる地域がある場合には当該地域ごとに定めることとする。

なお、立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではない。

表Ⅱ－4 標準伐期齢の参考林齢

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針 葉 樹	クヌギ ・ナラ類	その他の 広 葉 樹
耳川計画区	35年	40年	30年	40年	10年	10年

### (3) その他必要な事項

#### ア 主伐の時期及び齢級構成の平準化

地利や地位、地形等の自然条件を踏まえた主伐林齢の多様化に対応した計画的な伐採を推進し、平準化されバランスのとれた齢級構成への誘導を図るとともに、長伐期施業等を推進すべき森林において、施業体系を見据えた計画的な伐採を推進する。

主伐時期の目安は表Ⅱ－５のとおりとする。

表Ⅱ－５ 主伐時期の目安

地 区	樹 種	主伐時期の 目安(年)	標 準 的 な 施 業 体 系		
			生 産 目 標	仕 立 て 方 法	期 待 径 級 (cm)
耳 川 計 画 区	ス ギ	35 (70以上)	一般構造用材 (一般大径材)	中庸仕立て	28 (42以上)
	ヒノキ	40 (80以上)	一般構造用材 (一般大径材)	中庸仕立て	26 (40以上)
	クヌギ	10	しいたけ原木	中庸仕立て	12

#### イ 被害木であること等の理由により伐採を促進すべき森林

制限林や特用林及び自家用林、試験研究の目的に供している森林以外の森林で、風害、病虫害等の被害を受けているもの又は高齢林等のため被害を受けやすいものであって、地理的条件からみて伐採が容易であると認められるものは、その伐採を促進するものとする。

#### ウ 森林計画制度に則した適正な森林の整備・保全

流域毎に森林の特性に応じた森林整備・保全が図られるよう、市町村や森林組合等と連携し適正な制度運用を図るとともに、森林の区分など地域実情に沿った森林整備の規範となる市町村森林整備計画の適正な運用について、市町村への指導・助言に努める。

また、市町村に対し伐採届出制度の適正な運用等についての指導・助言を行うとともに、森林境界の明確化を推進し、無断伐採の未然防止に努める。

さらに、森林組合等との連携のもと、森林所有者に対して、個々の森林現況に応じた森林施業を行う森林経営計画の作成を促進し、計画的かつ効率的な森林整備を推進する。

#### エ 無断伐採の未然防止（伐採届旗等の提示）

市町村での伐採届の審査の厳格化や市町村森林整備計画に適合した伐採であることを地域住民に周知するため、市町村が発行する伐採届旗等の掲示を推進する。また、県や市町村等関係者が連携して伐採パトロールを実施し、無断伐採の未然防止を図るものとする。

#### オ その他の留意事項

伐採箇所が道路などの公共施設や人家などに隣接する場合は、必要に応じて保護樹帯を設けるとともに、残材を含め山地崩壊や土砂の流出など災害等が発生しないよう防止対策

に努めるものとする。

また、伐採後は枝葉の河川等への流出防止対策に努めるものとし、現地条件に適した更新方法によりすみやかに更新を行うものとする。

さらに、伐採に当たっては隣接森林所有者との境界確認を行うなど、森林境界の明確化に努めるものとする。

## 2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。また、更新に当たっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとする。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の「森林整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の3の「人工造林及び天然更新別の造林面積」を踏まえ、次の事項を指針として、造林に関する事項を定めるものとする。

### (1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

なお、人工造林の対象樹種、人工造林の標準的な方法、伐採跡地の人工造林をすべき期間について、次の事項を指針として市町村森林整備計画において定めるものとする。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定することとする。

また、伐採が終了しておおむね2年以内に、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

なお、苗木の選定については、成長に優れたものの導入や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めることとする。

広葉樹造林に当たっては、「宮崎県における広葉樹等の造林に関する調査報告書（1996年3月宮崎県林業総合センター）」等を参考として、地域の自然条件等に適合した樹種を選定するものとする。

なお、上記以外の樹種を選定する場合は、林業普及指導員又は森林総合管理士等と相談の上、適切な樹種を選定するものとする。

## イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

### (ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種ごとに、下表Ⅱ－6の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数も勘案して定めるものとする。

表Ⅱ－6 樹種別・仕立て方法別・植栽本数

樹 種	仕立て方法	植栽本数 (本/ha)
ス ギ	中庸仕立て	2,000 ～ 3,000
ヒ ノ キ	中庸仕立て	2,500 ～ 3,500
ク ヌ ギ	中庸仕立て	3,000 ～ 3,500

ここに定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は森林総合管理士等と相談の上、適切な植栽本数を選定することとする。

### (イ) 人工造林の標準的な方法

#### a 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮するものとする。

また、高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システムの導入など作業の効率化に努めるものとする。

#### b 植付け方法

気候その他の自然条件、既往の植付け方法等を勘案して適期に植え付けるものとする。

また、施業の効率化や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用にも努めるものとする。

## ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、皆伐による伐採跡地で人工造林による更新を図るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新を完了するものとする。

択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了するものとする。



## (2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、天然更新の対象樹種、天然更新の標準的な方法、伐採跡地の天然更新をすべき期間について、次の事項を指針として市町村森林整備計画において定めるものとする。

### ア 天然更新の対象樹種に関する指針

対象樹種は、針葉樹及びアカメガシワ、カラスザンショウ等の先駆性樹種、ブナ科、ニレ科、クスノキ科等の広葉樹であって、将来高木になりうる樹種とする。

主要更新対象樹種：宮崎県天然更新完了基準（平成19年10月宮崎県環境森林部）、参考資料8（以下「天然更新完了基準」という。）

### イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

期待成立本数や天然更新すべき本数は天然更新完了基準によることとし、天然下種更新の場合は、天然稚樹の発生・生育が不十分な箇所について、必要に応じ地表処理、刈出し、植込み等を行うものとする。

ぼう芽更新の場合は、目的樹種のぼう芽の発生状況を考慮し、必要に応じて芽かきや苗木の植込みを行うものとする。

#### (ア) 地表処理

タケやササの繁茂、粗腐植の堆積等により更新が困難な箇所は、かき起こし、枝条整理を行うものとする。

#### (イ) 刈出し

タケやササ、シダなどの下層植生により天然稚樹の育成が阻害されている箇所は、刈り払いを行うものとする。

#### (ウ) 植込み

天然更新が不十分な箇所について行うものとし、樹種は林地の気候、地形、土壌条件、既存の成林の生育状況、地域の経済条件等を考慮し、あわせて上層木の密度、耐陰性に配慮し適正なものを選定するものとする。植栽本数は、天然稚樹の生育状況を勘案して決めるものとする。

#### (エ) 芽かき

ぼう芽更新した芽のうち成長が良いもの2～3本立ちを基準とし、残りは間引くものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に、天然更新完了基準に基づく更新を完了するものとする。

なお、更新が完了していないと判断される場合には植え込み等により確実に更新を図るものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に必要な立木や天然下種更新に必要な母樹賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床の地表状況、ニホンジカ等による森林の被害状況、森林病虫害の発生状況、当該森林及び近隣の主伐実施箇所における天然更新の状況及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して、適確な更新を確保するものとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、市町村森林整備計画において定めるものとする。

(4) その他必要な事項

ア 優良な苗木の生産拡大

- (ア) 林業用苗木の生産に関する技術研修や指導等を実施し、苗木生産者の確保・育成を図る。
- (イ) 需給動向の把握や生産者への情報提供、DNA鑑定に基づく系統の確かな採穂園や指定採種源の拡充、生産施設の整備支援などにより、花粉症対策に資する苗木などの優良苗木の安定供給体制を整備する。
- (ウ) 初期成長に優れたエリートツリーについては、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター九州育種場等と連携協力して認定特定増殖事業者の取組を支援し、その母樹からなる苗木の生産を促進する。
- (エ) 植栽時期の制約が少なく、労働力の分散投入が可能なコンテナ苗の生産施設整備への支援などにより、コンテナ苗の生産拡大と普及を図る。

イ その他

造林に関するその他の必要な事項については、県林業技術センター等と連携し、地域の気候風土や自然条件等に適した施業方法等を指導するものとする。

### 3 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の1の「間伐立木材積その他の伐採立木材積」及び第6の2の「間伐面積」を踏まえ、次の事項を指針として、間伐及び保育に関する事項を定めるものとする。

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、表Ⅱ－7に示す内容を標準とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態及び適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、間伐の回数、実施時期、間隔、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとする。

表Ⅱ－7 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐林齢				間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目～	
スギ	一般 構造用材	13 ～	17 ～	24 ～	標準伐期齢以上で 間伐をする場合は 10～15年おきに実 施する。	宮崎県間伐技術指針 (昭和53年3月宮崎県 林務部)及び宮崎県 長伐期施業技術指針 (平成20年3月宮崎県 環境森林部)等により 実施する。
	一般 大径材	16	23	30		
ヒノキ	スギの施業体系に準ずる。					

#### (2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、表Ⅱ－8に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとする。

表Ⅱ－８ 保育の標準的な方法（実施時期）

保育の 種 類	樹 種	実 施 林 齢												備 考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
下 刈	ス ギ	○	○	○	○	○	○	△						
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	△						
	クヌギ	○	○	○	○	○	○	△						
つる切	ス ギ							<- △ ->						
	ヒノキ							<- △ ->						
	クヌギ							<- △ ->						
除 伐	ス ギ										<---- ○ ---->			
	ヒノキ										<---- ○ ---->			
	クヌギ										<---- △ ---->			

注 1 : ○印は通常予想される実行標準  
 2 : △印は必要に応じて実施する  
 3 : <--> 印は実行期間の範囲を示す

(3) その他必要な事項

上記(1)及び(2)によるほか、特に次に示す点に留意することとする。

ア 間伐

間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになることをいう。以下同じ。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うものとする。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率により繰り返し行うこととする。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。

イ 下刈り

下刈りについては、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行うこととする。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとする。

#### ウ つる切り

つる類の繁茂の著しい沢沿いの箇所等については、必要に応じ、2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施するものとする。

#### エ 除伐

除伐については、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととする。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成するものとする。

#### オ 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととする。

#### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、表Ⅱ－２に示す森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）に定められた森林の機能と望ましい姿を踏まえつつ、表Ⅱ－２に基づき、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定することとする。

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の育成が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、重複を認めるものとし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとする。

##### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

表Ⅱ－９ 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法

区 域	区域設定の基準	施業の方法に関する指針
水源 <sup>かん</sup> の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水源かん養保安林、干害防備保安林</li> <li>○ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林</li> <li>○地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林</li> <li>○水源涵養機能の高い森林</li> </ul>	<p>伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保することとする。</p> <p>※伐期の延長は、伐採林齢を標準伐期齢より10年延長することとする。</p>
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林</li> <li>○砂防指定周辺、山地災害危険地区</li> <li>○山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林</li> <li>○山地災害防止機能／土壌保全機能の高い森林</li> </ul>	<p>それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を推進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。</p> <p>長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。</p>
快適な環境	○飛砂防備保安林、防風保安林、潮害	

<p>の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>防備保安林等の法令により快適環境形成機能の高度発揮を目的として森林施業の制限が設けられている森林</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林</li> <li>○快適環境形成機能の高い森林</li> </ul>	<p>なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められている森林において、風致に優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、特定広葉樹育成施業とする。</p> <p>※長伐期施業は、伐採林齢を標準伐期齢の概ね2倍以上とすることとする。</p>
<p>保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健保安林、風致保安林</li> <li>○観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林</li> <li>○史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林</li> <li>○原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの森林</li> <li>○保健、レクリエーション機能、文化機能、生物多様性機能の高い森林</li> </ul>	

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

表Ⅱ－10 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法

区 域	区域設定の基準	施業の方法に関する指針																			
<p>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>○林木の生育に適した森林で、路網の整備状況等から効率的な森林施業が可能な森林</p> <p>○木材生産機能の高い森林で、自然条件及び社会条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林</p> <p>具体的には、森林毎の地位指数と地利級によって算定された1等地及び2等地に区分された森林を区域として設定するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="427 1095 1402 1292"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地位</th> <th colspan="3">地 利</th> </tr> <tr> <th>200m未満</th> <th>200m～500m未満</th> <th>500m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1等地</td> <td>1等地</td> <td>2等地</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1等地</td> <td>2等地</td> <td>3等地</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2等地</td> <td>3等地</td> <td>3等地</td> </tr> </tbody> </table> <p>地位：土壌型や表層地質、標高等を基礎にスコア表を作成し判定 地利：路網からの距離から3つに区分</p>	地位	地 利			200m未満	200m～500m未満	500m以上	1	1等地	1等地	2等地	2	1等地	2等地	3等地	3	2等地	3等地	3等地	<p>森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。</p> <p>計画的な伐採と植栽による確実な更新を推進し、多様な木材需要に応じた持続的な木材生産が可能となる資源構成になるよう努めることとする。</p>
地位	地 利																				
	200m未満	200m～500m未満	500m以上																		
1	1等地	1等地	2等地																		
2	1等地	2等地	3等地																		
3	2等地	3等地	3等地																		



(3) その他必要な事項

水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、クヌギ・ナラ類等を主林木とする森林については、地域の特性に応じて、次のとおり区域を設定し、施業方法を定めることができるものとする。

表Ⅱ－11 水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域設定及び施業方法

区 域	区域設定の基準	施業方法に関する指針
水源の涵養 <sup>かん</sup> の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に準じる森林	○(1)の水源の涵養 <sup>かん</sup> の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうちクヌギ・ナラ類等を主林木とする森林	伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持を図りつつ、根系の発達及び表土の保全を確保することとする。 ※伐期の延長は、伐採林齢を標準伐期齢より5年延長することとする。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

林道の開設については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」の実現を図るため、路網の骨格としての機能や森林施業の効率的な実施を確保する観点から、第6の4の(1)開設すべき林道の数量等のおりとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

表Ⅱ－12 基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基 幹 路 網	257	1,031
うち林業専用道	7	14

注1：令和2年3月31日現在

2：基幹路網とは、林道及び林業専用道のことをいう。

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

傾斜区分に応じた作業システムを「環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針（平成20年3月宮崎県環境森林部）」を基準に導入することとする。

また、地形傾斜及び作業システムに応じた路網密度は、次表を目安として林道（林業専用道を含む。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）するものとする。

表Ⅱ－13 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5以上	5以上

- (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

地形、森林資源、路網等の状況を踏まえたうえで、路網の整備と森林施業の集約化を推進する区域を市町村森林整備計画において路網整備等推進区域として設定することとする。

- (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網を整備する等の観点から、路網整備に当たっては、「林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）」、「林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知）」及び「森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）」を基本として、宮崎県が定める「宮崎県作業道等開設基準（平成20年3月宮崎県環境森林部）」等に則り開設することとする。

- (5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

- (6) その他必要な事項

該当なし

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の地方公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意の形成を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進することとする。

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

#### ア 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知を始めとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換等を目指すものとする。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林の土地の所有者等の情報整備・提供や、森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について、森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとする。

#### イ 森林施業の共同化

小流域を単位とした森林の集団化が可能な地域にあつては、森林施業プランナーを核として市町村、森林組合等による地域協議会等の開催、普及啓発活動等を通じて、森林施業の共同実施、路網の維持運営等を行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、施業実施協定の締結等により施業の確実な実施の促進を図るものとする。

#### ウ ICT等を活用した効率的な森林施業や経営の推進

効率的な森林施業や経営を推進するため、レーザによる計測（立木、地形、所有境界等）等を活用した森林調査や路網整備、森林整備を推進する。

また、人工衛星データやドローンの写真データ等を活用した伐採跡地や違法開発地の把握など、森林情報の有効利用を図るものとする。

#### エ 指導体制の強化

森林施業プランナーの養成を図るとともに、県・市町村・森林組合等関係機関による森林所有者等に対する指導体制を強化するものとする。

### (2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林所有者自らが経営管理できない森林については、県による市町村支援体制を強化するなど森林経営管理制度に基づく市町村や「ひなたのチカラ林業経営者」による適切な経営管理を推進する。また、公益性が高い場所で人工林としての管理が困難な森林については、森林環境譲与税を活用した市町村による針広混交林化や広葉樹林化を促進する。

### (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

#### ア 林業従事者の確保・育成

就業相談会の開催や就業体験等の実施、「みやざき林業大学校」における技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援を実施するほか、若者の就業を促進するため、SNSを活用した林業・木材産業の魅力の発信に努めるものとする。また、林業事業体が取り組む現場作業の省力化・効率化に向けた資機材導入等の就労環境の改善へ支援するなど林業への就業を促進する。

#### イ 経営感覚に優れた林業事業体の育成

森林組合や民間事業者が、林業の中心的な担い手としての役割を果たすことができるよう、その育成と体質の強化を図るとともに、森林経営管理制度の重要な役割を担う「ひなたのチカラ林業経営者」を対象に、経営診断等を実施して、長期に安定的な経営を実現するための基盤強化を図るものとする。

また、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく改善計画の認定を受けた林業事業体を対象に、「林業担い手対策基金」等の活用により、雇用管理の改善や事業の合理化を推進する。

#### ウ 林業後継者等の育成

林業経営・技術の継承・発展や地域特産品の開発等先導的活動に取り組む林業研究グループへの支援や自伐林家等の自主的活動を促進し、地域林業のリーダーを担う林業後継者を育成する。

### (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

#### ア 効率的な機械化の推進

- (ア) 伐採、集材、造林、保育等のそれぞれの作業に応じた機械化を目指し、伐採・集材作業の遠隔化など、先進的な取組を推進する。
- (イ) GISやICT等を搭載した機械を活用した新たな作業システムの実証など、次世代技術の導入に向けた取組を推進する。
- (ウ) 伐採箇所の奥地化や高齢級林分の増加による大径化に対応するため、高性能林業機械の導入や輸送車両の大型化を促進するとともに、旧来の伐倒・搬出技術の継承等にも取り組む。

### (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

#### ア 木材加工・流通ネットワークの構築

- (ア) 木材需要に柔軟に対応するため、山元から製材等までの情報・流通ネットワークの構築を推進することとする。
- (イ) 建築分野におけるパネル化等への移行に対応するため、生産ラインの改善やICT化を進め、製材工場やプレカット工場等の連携を推進することとする。
- (ウ) 供給サイドが需要者ニーズに応えるマーケットイン型の製品流通体制づくりを推進す

る。

イ 高品質・効率的かつ大径材加工に対応した生産体制の構築

- (ア) 乾燥材需要の高まりに対応するため、天然乾燥土場の整備や人工乾燥機の導入、製材品をストックする製品保管庫等の設置等を推進する。
- (イ) JAS材などの高品質材の安定供給に向けた製材ラインの整備や製品流通の合理化・効率化を進める。
- (ウ) 大径材の利用価値を高めるため、心去りによる木取りや乾燥方法の開発など、製材加工技術の向上を図る。

ウ 木質バイオマス活用の推進

- (ア) 林地残材や広葉樹等を効率的に収集・運搬するシステムを確立し、木質バイオマスの安定供給体制を整備するとともに、その利益が再造林へ確実に還元される体制の構築に努める。
- (イ) 製材端材や土場バーク等の木質バイオマス資源の有効活用を進めるため、社会システムの1つとして、畜産敷料・堆肥や製紙用パルプ等のマテリアル利用、発電・熱等のエネルギー利用等を、需給バランスを図りながら推進する。

(6) その他必要な事項

ア 新たな木材需要創出に向けた取組の推進

住宅分野や非住宅分野における新たな木材需要の創出やケミカル分野やエリートツリー等の次世代原料の活用などに資する取組を推進する。

イ 県産材の需要拡大の推進

消費者に選ばれる産地・製品づくりやリフォームなど住宅産業等との連携促進、公共建築物・非住宅・土木分野等への利用拡大や県産材の輸出促進等の需要拡大を推進するとともに、木づかい運動等を進め、脱炭素を目指す社会づくりの推進に努める。

#### 第4 森林の保全に関する事項

##### 1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

表Ⅱ-14 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林

単位 面積：ha

所在		面積	留意すべき事項	備考	
市町村	地区(林班)				
総数		《915.53》 (1385.34) 54116.33			
日向市	(旧)日向市	総数	《124.66》 (132.75) 1267.85		
		48, 49, 54, 56, 58-61, 72-75, 77, 79-82, 95, 96	《3.11》 (7.22) 748.92	森林の土地の保全を図るため、制限林はその施業方法によるものとし、その他の普通林については、土砂の流出、崩壊の防止等林地の保全機能の維持に努める。	水源かん養保安林
		33, 41, 42, 48, 67, 73, 76, 93, 95, 99	(8.09) 68.85		土砂流出防備保安林
		16	0.76		土砂崩壊防備保安林
		1	《6.53》 6.53		防風保安林
		14, 27, 28, 36, 94-96	《113.19》 (48.12) 113.19		潮害防備保安林
		99	0.03		落石防止保安林
		77	0.07		防火保安林
		95	(0.87) 0.87		魚つき保安林
		94, 97	《49.95》 (48.12) 49.95		保安健林

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考
市町村	地区 (林班)			
日向市	(旧) 日向市	95, 96 (22.16) 61.42	前に同じ。	国定公園 第一種特別地域
	(旧) 日向市	1, 2, 13, 14, 27, 28, 36, 94-97 (102.50) 210.73		国定公園 第二種特別地域
		1 《6.53》 (6.53) 6.53		県指定記念物
日向市	(旧) 東郷町	総 数 (51.49) 4014.44	前に同じ。	
	(旧) 東郷町	2, 7-10, 12, 24-27, 30, 47, 49-54, 57, 59, 60, 62, 66, 68-70, 77, 81, 83, 84, 89, 90, 98, 137-139, 141, 147-149, 154, 156, 158, 165, 166, 179, 183, 186, 187, 192, 206-219, 222, 223, 225 (51.49) 3605.52		水源かん養 保安林
	(旧) 東郷町	9, 15, 32, 42, 45, 53, 54, 57-62, 64, 65, 67-69, 71, 74, 83, 84, 95, 98, 142, 145, 155, 158, 175, 179, 185, 193, 203, 204 (51.49) 405.85		土砂流出防備 保安林
	(旧) 東郷町	63 0.46		土砂崩壊防備 保安林
	(旧) 東郷町	69 2.61		落石防止 保安林
門川町		総 数 《62.85》 (63.76) 5975.55	前に同じ。	
		5-7, 11-13, 15-31, 34-44, 47-49, 51-59, 62, 64-86, 88-92, 94, 95, 97-107, 111-113, 116, 119, 128-130, 132, 133, 145, 150 (0.72) 5670.90		水源かん養 保安林
		29, 58, 59, 64, 96, 108, 111, 116, 122, 125, 146, 149, 150 《20.90》 (21.81) 146.62		土砂流出防備 保安林
		60 0.42		土砂崩壊防備 保安林



所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考
市町村	地区 (林班)			
門 川 町	1	1.59	前に同じ。	潮 害 防 備 保 安 林
	146-148, 151	《13.47》 19.29		魚 つ き 保 安 林
	149, 150	《49.38》 (21.09) 58.98		保 健 保 安 林
	151	(4.60) 4.60		国 定 公 園 特別保護地域
	147-150	(58.25) 73.15		国 定 公 園 第二種特別地域
諸 塚 村	総 数	(11.52) 7321.94		
	1-3, 13-15, 17-20, 23, 24, 28-37, 43, 44, 46-51, 53, 55, 56, 58-70, 72, 74-93, 95, 98-104, 107-116, 134, 138, 149-192, 194-200, 202-211, 213-215, 217-219, 227-229, 231-241, 243, 250, 251	(11.52) 6719.69	前に同じ。	水 源 か ん 養 保 安 林
	2, 5-8, 17, 18, 21, 23-25, 27, 28, 31, 38, 39, 43-49, 51-54, 57-59, 62, 64-66, 69-71, 77, 79-81, 83, 86, 92, 95, 96, 98, 99, 102, 104-107, 109-111, 114, 115, 123, 129, 130, 132, 133, 135-137, 139, 141-144, 148, 169, 170, 172, 180, 181, 183, 188-192, 203-220, 222-224, 226, 228-233, 236, 238, 239, 241, 242, 249, 251, 252	(11.52) 602.25		土 砂 流 出 防 備 保 安 林

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考
市町村	地区 (林班)			
椎 葉 村	総 数	《728.02》 (753.91) 18586.53		
	1-11, 13-17, 21-31, 33-50, 53, 55, 61, 63-85, 91, 93-95, 97, 98, 100-124, 130, 133, 136-138, 147, 161-166, 170-173, 175-182, 185, 186, 188-194, 211, 212, 215-222, 224, 225, 232-234, 236-245, 247, 252-258, 261-273, 275-280, 282, 302, 303, 308-316, 320, 322-324, 327-355, 358, 359, 363, 364, 366, 368-378, 382-385, 387-391, 393-401, 403, 406-410, 417, 421-424, 426-429, 462, 477- 493, 495-505, 517, 519-521, 524, 530, 537, 549- 557, 568-570, 572, 573, 585, 586	《710.89》 (25.69) 15960.02	前に同じ。	水源かん養 保安林
	11-13, 15-21, 26, 50, 51, 55, 56, 65-67, 69, 70, 72, 73, 87, 92, 93, 130, 135, 140, 147, 149, 150, 152, 153, 157-159, 171-173, 176, 183, 184, 187, 196, 199, 200, 203, 206-209, 213-215, 218, 219, 221- 223, 234, 240, 243, 248, 250, 261, 266, 268, 271- 274, 278, 280-284, 294, 296, 297, 306-308, 310, 311, 319, 320, 352-354, 357-362, 364-367, 375, 376, 380-384, 386, 388, 390, 404, 406, 409, 412, 413, 421, 425, 432, 433, 436-442, 444, 445, 448, 451, 454, 456, 458, 464, 466-469, 482, 491, 493, 495, 497, 500, 501, 510, 512, 515-518, 523, 524, 527-529, 543-545, 560, 561, 563-569, 575-580, 583-587	《17.13》 (25.89) 913.65		土砂流出防備 保安林
	440	(0.20) 0.20		土砂崩壊防備 保安林
	536	2.08		風致保安林
	16, 18-22, 27, 38-43, 45, 46, 228-230, 289-294, 306-309, 311, 312, 404-411, 413, 414, 418-421, 424	(728.02) 1710.58		国定公園 第三種特別地域

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考
市町村	地区 (林班)			
美郷町	(旧)南郷村	総 数 (24.09) 4354.40		
	4-24, 26-30, 33, 36, 39-48, 65, 67-70, 80, 81, 85, 89-93, 99-107, 111, 114-121, 123-125, 127-130, 136, 137, 139, 141, 143, 144, 147, 150, 152, 153, 155-160, 166, 181	(24.09) 3569.26	前に同じ。	水源かん養 保安林
	1-3, 7-12, 15, 16, 22, 26, 27, 30-36, 38-48, 51, 53-59, 62-66, 68, 69, 71-74, 76, 77, 82, 83, 89, 90, 93, 97-100, 102-108, 111-113, 115-120, 122, 124-127, 129-139, 145, 148-150, 152, 154-157, 178, 180, 181	(24.09) 785.14		土砂流出防備 保安林
美郷町	(旧)西郷村	総 数 (2.05) 2,686.32		
	1-3, 5-7, 11, 18-23, 27, 32, 33, 39, 40, 54-56, 58, 60, 63-82, 84-88, 92-95, 97-99, 105, 106, 113, 114, 116-123, 127, 128, 131, 132, 140, 142-147, 154, 163, 164, 169-172, 174	(2.05) 2,232.62	前に同じ。	水源かん養 保安林
	5, 7, 8, 10-14, 17, 20-22, 24, 26-28, 30, 37-40, 43, 44, 47, 59, 64-66, 70, 72, 77, 80, 85, 86, 88-90, 96, 97, 99-102, 106, 107, 109-116, 118, 122, 123, 125, 136, 140-143, 147, 149, 152, 156, 162, 166, 167, 169, 170	(0.76) 336.71		土砂流出防備 保安林
	143, 145-147	(1.29) 16.99		干害防備 保安林

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考
市町村	地区 (林班)			
美 郷 町	(旧) 北 郷 村	(345.77) 9909.30		
	総 数			
	1-48, 50-157	(345.74) 8826.34	前に同じ。	水 源 かん 養 保 安 林
	1, 4-6, 10-14, 17, 18, 22-24, 26, 27, 32, 34, 40-48, 50-53, 55-59, 69, 71, 76, 77, 80, 82, 85-87, 89-92, 95-104, 112, 114, 122, 127, 129, 138, 139, 143-147, 151, 156, 157	(319.50) 689.15		土 砂 流 出 防 備 保 安 林
	42, 43, 48-50, 98, 108, 119, 120, 122	(2.59) 370.10		干 害 防 備 保 安 林
65, 72, 73, 75, 76	(23.71) 23.71	保 安 健 保 安 林		

注 1：数値は森林資源調査結果を基に算出。

2：総数は重複を除いたものである。

3：裸書きは制限林の実面積、（ ）は保安林との重複（保安林の場合は他の保安林との兼種）で内数、《 》は公園との重複で内数である。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法  
該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

調和のとれた快適な地域の環境の整備を推進する観点に立って、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けることとし、次の点に留意する。

ア 土石の切取、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容等を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

イ 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

(4) その他必要な事項

該当なし

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱの第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとし、保安林として管理すべき面積（計画期末の保安林面積）を表Ⅱ-20のとおり計画する。

### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし。

### (3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、Ⅱの第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び溪間工、山腹工、地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。

また、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととする。

特に海岸防災林の整備に当たっては、東日本大震災の教訓を踏まえ、防潮工、盛土工、植栽工等について、津波に対する被害の軽減効果等を考慮しつつ、実施することとする。このような観点から、治山事業の計画量を表Ⅱ-22のとおり計画する。

その中で、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難態勢の構築などのソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講ずる。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

### (4) 特定保安林の整備に関する事項

指定目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、間伐等の必要な施業等を計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ 気候、地形、土壌等の自然条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

(5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、市町村等の協力・参加が得られるように努めるとともに、保安林台帳の調整、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとする。

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害の防止に関する事項については、野生鳥獣による被害状況等に応じ、次の事項を方針として市町村森林整備計画において定めるものとする。

#### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

##### ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定するものとする。

##### イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために防護柵の設置などの効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するものとする。

その際、県総合農業試験場（鳥獣被害対策支援センター）や関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努めるものとする。

#### (2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、必要に応じて、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集や巡回調査などにより、鳥獣害防止対策の実施状況の確認に努めるものとする。

### 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林及び針広混交の育成複層林の造成等により病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を適確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととする。

#### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適



合したものを導入することとする。

また、新たに発生する病害虫については、状況把握や防除方法等の情報提供に努めるものとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3 (1) アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の実態を把握し、被害対策を講じるとともに被害跡地の復旧に努めるものとする。

林業採算性の低い奥地森林においては、野生鳥獣の生息環境となる天然林の保全を推進するものとする。

また、宮崎県第二種特定鳥獣管理計画に基づいて、個体数管理等を行うものとする。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災対策については、山火事防止パレード等による県民への発生防止の啓発活動を行うとともに、森林巡視等を適宜実施することとする。

森林病害虫の駆除のための火入れの実施については、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うものとする。

(4) その他必要な事項

森林病害虫や野生鳥獣による森林被害防止対策に係る必要な事項については、県林業技術センターや県総合農業試験場（鳥獣被害対策支援センター）と連携して行うものとする。

## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

### (1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

### (2) その他保健機能森林の整備に関する事項

#### ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養、<sup>かん</sup> 県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、多様な施業を積極的に実施することとする。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととする。

#### イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財等の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備等を行うものとする。

なお、整備しようとする施設の建築物の高さの基準となる対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）を市町村森林整備計画において定めるものとする。

#### ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定・整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境及び県土の保全に適切な配慮を行うこととする。

## 第6 計画量等

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

表Ⅱ-15

単位 材積：千m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	6,554	6,158	396	4,621	4,225	396	1,933	1,933	—
うち前半5年分	3,403	3,194	209	2,435	2,226	209	968	968	—

### 2 間伐面積

表Ⅱ-16

単位 面積：ha

区 分	間 伐 の 面 積
総 数	33,840
うち前半5年分	16,900

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

表Ⅱ-17

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	7,285	2,682
うち前半5年分	3,540	1,639

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(1) 開設及び拡張すべき林道の数量等

表Ⅱ-18

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)		(利用区域 面積)	前半5ヶ年の 計画箇所	対図番号	備考	
					延長	箇所					
開設	自動車道		日向市	柿ノ木田・戸の平	6.7		515 ha		21000		
				永田	0.5		237 ha		21001		
				横瀬・広瀬	4.9		107 ha	○	5618		
				多武の木・神陰	0.7		200 ha		21002		
				指定林道 西林・神陰	5.0		1,162 ha	○	1635		
				林業専用道 センゲン	4.5		366 ha	○	11301		
				小計	22.3						
				門川町	小切畑・内の輪	2.5		141 ha		4712	
					上井野・和田越	3.5		1,380 ha		21003	
					津々良・上井野	0.9		128 ha		21004	
		本山	3.8			79 ha		4609			
		山中・ニクシ	2.7			172 ha		21005			
		林業専用道 峠谷	9.7			290 ha	○	21006			
		小計	23.1								
		諸塚村	指定林道 諸塚山西スカイライン	2.6		299 ha		1633			
			黒岳	4.4		1,105 ha	○	11306			
			松尾	2.7		65 ha	○	1636			
			川内・片桐	3.6		84 ha	○	1637			
			林業専用道 長谷	4.3		42 ha		11303			
			林業専用道 中崎	2.4		106 ha		11304			
			林業専用道 内ノ口	2.0		111 ha	○	11305			
			林業専用道 小原	3.2		110 ha	○	21007			
		小計	25.2								
		椎葉村	指定林道 下野老ヶ八重	2.0		35 ha		21008			
			葛の元	1.0		130 ha		4710			
			萱原山	4.7		715 ha		21009			
			桂峠	4.4		410 ha		21010			
			指定林道 黒岳	2.0		1,658 ha	○	21011			
			松株山	3.4		125 ha		21012			
			清水岳・中山	3.9		582 ha		21013			
			中山・飯干峠	7.4		1,744 ha		21014			
			鳥の霧山	4.2		455 ha		21015			
			天包・久保	4.1		854 ha		21016			
			飯干峠・不土野	5.1		105 ha		21017			
			飯干峠・矢立	7.9		1,205 ha		21018			
			矢立・清水岳	6.9		1,233 ha		21019			
			竹の枝尾	5.0		201 ha		21020			
			大久保	5.8		90 ha		21021			
			馬口岳	5.0		1,100 ha	○	21022			
			指定林道 古枝尾・向山	5.0		560 ha	○	21023			
			小計	77.8							
			美郷町	指定林道 五郎越・櫻葉	1.6		233 ha		4715		
				笹の峠	0.1		1,187 ha		1606		
		はみの峠		0.7		119 ha		4739			
		平城		0.1		355 ha		3618			
		山草・山麦		0.1		151 ha		4731			
		松の内・阿切		0.8		130 ha		4738			
狭間	0.1			66 ha		4627					
杭谷・向山	1.2			175 ha		21024					
黒尾谷・日の平	2.8			181 ha		21025					
指定林道 空野・五郎ヶ峠	0.5			1,035 ha	○	1634					

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)		(利用区域 面積)	前半5ヶ年の 計画箇所	対図番号	備考	
					延長	箇所					
開設	自動車道		美郷町	滝の内・荒谷	2.0		45 ha		21026		
				林業専用道	茶屋の峠・月井谷 (月井谷)	3.6		523 ha		3626	
					松塚谷	4.5		319 ha		21027	
					ツツジ谷	0.1		164 ha		4735	
					古伏木	2.5		320 ha		3642	
					組崎	0.1		47 ha		5614	
					鳥の巣谷	0.1		94 ha		4671	
					土井谷	0.1		73 ha		4736	
					島戸	2.7		80 ha		4705	
					尾沢	0.1		72 ha		4703	
					峰地	0.1		29 ha		5613	
					坊の平	0.1		108 ha		4730	
					立石	0.1		106 ha		4665	
					六字	0.5		67 ha		4723	
					野の尾	2.0		96 ha		21028	
					大椎 (小曾木)	1.0		49 ha		5620	
					西の八峡	2.2		66 ha		21029	
					椋原	3.2		81 ha		21030	
					宗四郎	0.3		34 ha		5604	
					田谷	0.9		118 ha		4637	
					中尾	5.0		307 ha		3644	
					備中谷	0.5		36 ha		1605	
					玉カツラ	0.5		83 ha		4639	
					鼓原	0.5		10 ha		21031	
					指定林道			山神・持田	5.0		320 ha
				小 計	45.7						
			東白杵	72路線(71路線)	194.1						
開設計				72路線(71路線)	194.1						

注1 路線数の裸書きは延数。( ) 書は実数

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)		(利用区域 面積)	前半5ヶ年の 計画箇所	対図番号	備考	
					延長	箇所					
拡張	自動車道	日向市	塩見谷・土々呂内		3		2,631 ha		1601	改良	
			山口		2.0		413 ha		3602	舗装	
			平尾・上赤木		3		152 ha		4725	改良	
			山口・下払		1.8	3	80 ha		4742	舗装・改良	
			庵登		3.1		207 ha	○	4700	舗装	
			ヒエコバ		0.6		167 ha		4624	舗装	
			下渡川・日の平		2.9	1	883 ha		1603	舗装・改良	
			戸ノ口		1.2		191 ha		3613	舗装	
			山ノ口・五郎太		6.4	10	819 ha		2603	舗装・改良	
			松尾		1.4	1	213 ha		4616	舗装・改良	
			仲野原		1.0		155 ha		7603	舗装	
			熊山		11.0		1,468 ha	○	1626	舗装	
			滝下		3.8		155 ha		3660	舗装	
			長迫・小原		3.3		1,632 ha	○	1627	舗装	
			横瀬・広瀬		2.0		117 ha	○	5618	舗装	
			楠森塚		0.8		170 ha		4741	舗装	
			出口		0.2		162 ha		4615	舗装	
			瀬平・かぎ谷		4.2		174 ha		4714	舗装	
			小計		45.7	21					
			門川町	塩見谷・土々呂内		10			2,683 ha		1601
		本山			1.0		79 ha		4609	舗装	
		津々良・小野			5.0	5	749 ha		1602	舗装・改良	
		水無			1.0		285 ha		3607	舗装	
		小切畑・内ノ輪			1.0		141 ha		4712	舗装	
		小計		8.0	15						
		諸塚村	川内・奥村		0.3	1	3,140 ha	○	1616	舗装・改良	
			伊の川内		0.1	1	218 ha	○	4663	舗装・改良	
			真弓岳		1		604 ha	○	2609	改良	
			井戸		1		91 ha	○	4652	改良	
			矢左右		1		148 ha	○	4659	改良	
			小原井峠		0.8		102 ha	○	4660	舗装	
			内の口		3		336 ha	○	11305	改良	
			古原		1.0		552 ha		2611	舗装	
			矢村		2		234 ha		3639	改良	
			九郎山		1.0		1,272 ha		1613	舗装	
			川内		5		685 ha		1611	改良	
			小原井・財木		2.0	2	2,048 ha		1630	舗装・改良	
		小計		5.2	17						
		椎葉村	横野・尾前		4.2	4	196 ha		4719	舗装・改良	
			下野老ヶ八重		0.7	2	35 ha		31000	舗装・改良	
			葛の元		1.0	4	143 ha		4710	舗装・改良	
			間柏原		6.0	4	179 ha		4687	舗装・改良	
			間柏原・中山		9.0	24	1,563 ha		1623	舗装・改良	
			桑弓野		1.0	10	59 ha		4686	舗装・改良	
			現在谷		1.0	4	195 ha		4694	舗装・改良	
			胡摩山		1.0	4	715 ha		3651	舗装・改良	
			高塚山1号		2.0	4	270 ha		4745	舗装・改良	
高尾			3.0	4	311 ha		3650	舗装・改良			
三方山			1.0	4	1,342 ha	○	1621	舗装・改良			
十根川			6.0	4	475 ha	○	2619	舗装・改良			
十根川・三方界			4.0	13	2,659 ha	○	1625	舗装・改良			
小屋平			1.0	10	347 ha		3655	舗装・改良			
小原井・財木			1.0	4	441 ha		1630	舗装・改良			
小向谷		1.0	4	146 ha		4689	舗装・改良				
川内・奥村		7.8	5	1,388 ha		1616	舗装・改良				
大河内・野地		3.7	10	481 ha		2618	舗装・改良				
指定林道											

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)		(利用区域 面積)	前半5ヶ年の 計画箇所	対図番号	備考
					延長	箇所				
			椎葉村	竹の枝尾・一ツ戸	1.5	6	571 ha		2622	舗装・改良
				中の八重・夜狩内	0.7	10	1,183 ha		2616	舗装・改良
				長尾谷	0.2	2	30 ha		4692	舗装・改良
				梅尾上	1.0	4	302 ha		2628	舗装・改良
				渡川・大藪	3.0	4	1,088 ha	○	1607	舗装・改良
				東又	0.5	2	121 ha		4693	舗装・改良
				入子蒔	1.0	4	172 ha		3653	舗装・改良
				松木	1.5	3	81 ha		4681	舗装・改良
				中山・夜狩内	2.5	1	234 ha		3664	舗装・改良
				野地	1.0	2	35 ha		4682	舗装・改良
				笹の峠	5.0	1	373 ha	○	1606	舗装・改良
				高塚山2号	2.0	1	391 ha		3666	舗装・改良
				椎葉1号	0.1	2	92 ha	○	31001	舗装・改良
				小計	74.4	160				
			美郷町	大平	2.8		107 ha	○	3621	舗装
				渡川・大藪	2.0		579 ha	○	1607	舗装
				南川谷	0.3		229 ha		3625	舗装
				平城	3.4		355 ha		3618	舗装
				茶屋越	0.1		240 ha		3628	舗装
				松塚	0.6		59 ha	○	4625	舗装
				古畑	0.1		152 ha		3622	舗装
				笹の峠	3.0		1,187 ha	○	1606	舗装
				小財谷	0.1		172 ha		3620	舗装
				山草・山麦	0.5		151 ha	○	4731	舗装
				渡川尾八重	2.0	1	175 ha	○	1632	舗装・改良
				矢形・内の口	0.1		41 ha		5609	舗装
				田の原	0.1		257 ha		2606	舗装
				月井谷	1.8		357 ha	○	3626	舗装
				平谷	0.7		183 ha		3662	舗装
				田の原・内の口	1.0		161 ha	○	3627	舗装
	指定林道			長迫・小原	7.2	1	1,632 ha	○	1627	舗装・改良
	指定林道			小原・山神	8.0		1,354 ha	○	1628	舗装
				ヒタカズ	0.2		80 ha		4631	舗装
				笹陰	2.0		279 ha	○	3646	舗装
				立石・赤木	0.3		232 ha		4704	舗装
				石峠	3.0		538 ha	○	2626	舗装
				滝の内	2.5		301 ha	○	3641	舗装
				鳥の巣		5	702 ha		2612	改良
				島戸	4.8		80 ha	○	4705	舗装
				和田越・南川	4.2		1,356 ha	○	1631	舗装
				山の口	0.7		173 ha		4672	舗装
				内面	0.5		60 ha		4706	舗装
				鳥の巣谷	1.1		94 ha		4671	舗装
				尾茂内	2.5		184 ha		4678	舗装
				水ヶ谷	0.5		48 ha		4670	舗装
				峰地	1.3		29 ha		5613	舗装
				組崎	1.6		47 ha		5614	舗装
				尾沢	0.7		72 ha		4703	舗装
			和田越・五郎太	10.0	5	632 ha	○	2630	舗装・改良	
			坂元	2.1	3	138 ha		4632	舗装・改良	
			菅ノ谷	0.8		103 ha		4614	舗装	
			八重・小八重	1.5	10	86 ha		4647	舗装・改良	
			鹿猪谷・中山	2.4		569 ha	○	2822	舗装	
			板ヶ原	1.0		39 ha		5612	舗装	

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)		(利用区域 面積)	前半5ヶ年の 計画箇所	対図番号	備考
					延長	箇所				
			美郷町	田谷	1.3		118 ha		4637	舗装
				はみの峠	0.9		119 ha	○	4739	舗装
				飯谷・谷久	3.3		96 ha	○	4702	舗装
				塩見谷・土々呂内	1.0		2,631 ha		1601	舗装
				飯谷	0.5		204 ha		3635	舗装
				池の原	1.1		108 ha		4643	舗装
				梨の木谷	0.6		52 ha	○	4646	舗装
				カイノキ谷	4.0		75 ha	○	4734	舗装
				宇目・須木	1.0	1	14,910 ha		4646	舗装・改良
				松の内		3	506 ha		1604	改良
				熊ソフ谷	0.6		52 ha	○	4679	舗装
				小計	91.8	29				
				東白杵	117路線(110路線)	225.1	242			
拡張計				117路線(110路線)	225.1	242				

注1 路線数の裸書きは延数。( )書は実数



## 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

#### ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

表Ⅱ－19

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	うち前半5年分	備考
総数(実面積)	59,507	57,271	
水源涵養のための保安林	54,941	52,903	
災害防備のための保安林	4,485	4,302	
保健、風致の保存等のための保安林	310	296	

注：2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、総数が内訳の合計に一致しない。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

表Ⅱ-20

単位 面積：ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考	
		市 町 村	区 域		うち前半5年分			
指 定	総 数				5,306	3,071		
	水源涵養 のための 保安林	総 数				4,828	2,790	水資源の確保及び林地保全のため
		日 向 市		458	265			
		門 川 町		606	350			
		諸 塚 村		666	385			
		椎 葉 村		1,636	945			
		美 郷 町		1,462	845			
	災害防備 のための 保安林	総 数				444	261	林地の土砂流出及び崩壊等を未然に防止するため
		日 向 市		52	30			
		門 川 町		18	10			
		諸 塚 村		68	40			
		椎 葉 村		100	61			
美 郷 町			206	120				
保健、風致 の保存等 のための 保安林	総 数				34	20	保健休養及びレクリエーションの場とするため	
	日 向 市		18	10				
	門 川 町		16	10				
	諸 塚 村 椎 葉 村 美 郷 町							
解 除	該当なし							

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

表Ⅱ-21

単位 面積：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源涵養のための保安林	—	—	7,822	7,822	5,907
災害防備のための保安林	—	—	482	482	230
保健、風致の保存等のための保安林	—	—	185	185	27

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等  
該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

表Ⅱ-22

単位 地区

森 林 の 所 在		治 山 事 業 施 行 地 区 数	う ち 前 半 5 年 分	主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域				
総 数		141	77	溪間工 山腹工 地すべり防止工 森林整備	
日 向 市		24	13		
門 川 町		12	6		
諸 塚 村		20	11		
椎 葉 村		46	25		
美 郷 町		39	22		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期  
該当なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

表Ⅱ-23

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
水源 か ん 養 保 安 林	総数		《714.00》 (468.52) 47433.27	1 主伐に係る伐採の方法は、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの）にあっては、禁伐）。その他の森林にあっては、伐採種を定めない。		1 植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる伐採跡地については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。
	日向市	(旧)日向市 48, 49, 54, 56, 58-61, 72-75, 77, 79-82, 95, 96	《3.11》 (7.22) 748.92	2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。但し、機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良することが必要であり、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められる時は、この限りでない。		2 植栽の方法は、満1年以上の苗をおおむねha当たり伐採跡地につき適確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するよう植栽するものとする。
	東郷町	(旧)東郷町 2, 7-10, 12, 24-27, 30, 47, 49-54, 57, 59, 60, 62, 66, 68-70, 77, 81, 83, 84, 89, 90, 98, 137-139, 141, 147-149, 154, 156, 158, 165, 166, 179, 183, 186, 187, 192, 206-219, 222, 223, 225	(51.49) 3605.52	3 伐採年度ごとに皆伐できる面積の限度は森林法施行令第4条の2第3項に基づき、毎年宮崎県知事が公表する範囲内とする		3 植栽の樹種は、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に達することができる樹種とする。
	門川町	5-7, 11-13, 15-31, 34-44, 47-49, 51-59, 62, 64-86, 88-92, 94, 95, 97-107, 111-113, 116, 119, 128-130, 132, 133, 145, 150	(0.72) 5670.90	4 間伐に係る伐採の方法は、主伐に係る伐採種を定めない森林、択伐とする森林で択伐林型を造成するため間伐を必要とするもの及び禁伐とする森林で保育のために間伐をしなければ指定の目的を達成することができないものについて定める。		

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
水源かん	諸塚村	1-3, 13-15, 17-20, 23, 24, 28-37, 43, 44, 46-51, 53, 55, 56, 58-70, 72, 74-93, 95, 98-104, 107-116, 134, 138, 149-192, 194-200, 202-211, 213-215, 217-219, 227-229, 231-241, 243, 250, 251	(11.52) 6719.69	5 間伐の伐採率は、立木材積の10分の3.5を超えず、かつ、樹冠疎密度が10分の8以下となったとしても、5年後に10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。		
	椎葉村	1-11, 13-17, 21-31, 33-50, 53, 55, 61, 63-85, 91, 93-95, 97, 98, 100-124, 130, 133, 136-138, 147, 161-166, 170-173, 175-182, 185, 186, 188-194, 211, 212, 215-222, 224, 225, 232-234, 236-245, 247, 252-258, 261-273, 275-280, 282, 302, 303, 308-316, 320, 322-324, 327-355, 358, 359, 363, 364, 366, 368-378, 382-385, 387-391, 393-401, 403, 406-410, 417, 421-424, 426-429, 462, 477-493, 495-505, 517, 519-521, 524, 530, 537, 549-557, 568-570, 572, 573, 585, 586	《710.89》 (25.69) 15960.02			
養保安林						

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他		
水源かん養保安林	美郷町	(旧)南郷村	4-24, 26-30, 33, 36, 39-48, 65, 67-70, 80, 81, 85, 89-93, 99-107, 111, 114-121, 123-125, 127-130, 136, 137, 139, 141, 143, 144, 147, 150, 152, 153, 155-160, 166, 181	(24.09) 3569.26			
		(旧)西郷村	1-3, 5, 7, 11, 18-23, 27, 32, 33, 39, 40, 42, 54-56, 58, 60, 63-82, 84-88, 92-95, 97-99, 105, 106, 113, 114, 116-123, 127, 128, 131, 132, 140, 142-147, 154, 163, 164, 169-172, 174	(2.05) 2332.62			
		(旧)北郷村	1-48, 50-157	(345.74) 8826.34			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
土砂流出防止備保安林	総数		《38.03》 (463.15) 3948.22			水源かん養保安林と同じ。
	日向市	(旧)日向市 33, 41, 42, 48, 67, 73, 76, 93, 95, 99	(8.09) 68.85	<p>1 主伐に係る伐採の方法は、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。</p> <p>2 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあっては、択伐とする。</p> <p>4 主伐に係る伐採をすることができる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p>		
	日向市	(旧)東郷町 9, 15, 32, 42, 45, 53, 54, 57-62, 64, 65, 67-69, 71, 74, 83, 84, 95, 98, 142, 145, 155, 158, 175, 179, 185, 193, 203, 204	(51.49) 405.85	<p>5 伐採年度ごとに皆伐できる面積の限度は森林法施行令第4条の2第3項に基づき、毎年宮崎県知事が公表する範囲内とする。</p> <p>6 伐採年度ごとに択伐することができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た材積とする。</p>		
	門川町	29, 58, 59, 64, 96, 108, 111, 116, 122, 125, 146, 149, 150	《20.90》 (21.81) 146.62			

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
土砂流出防止備保安林	諸塚村	2, 5-8, 17, 18, 21, 23-25, 27, 28, 31, 38, 39, 43-49, 51-54, 57-59, 62, 64-66, 69-71, 77, 79-81, 83, 86, 92, 95, 96, 98, 99, 102, 104-107, 109-111, 114, 115, 123, 129, 130, 132, 133, 135-137, 139, 141-144, 148, 169, 170, 172, 180, 181, 183, 188-192, 203-220, 222-224, 226, 228-233, 236, 238, 239, 241, 242, 249, 251, 252	(11.52) 602.25			



単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
土砂流出防止保安林	椎葉村	11-13, 15-21, 26, 50, 51, 55, 56, 65-67, 69, 70, 72, 73, 87, 92, 93, 130, 135, 140, 147, 149, 150, 152, 153, 157-159, 171-173, 176, 183, 184, 187, 196, 199, 200, 203, 206-209, 213-215, 218, 219, 221-223, 234, 240, 243, 248, 250, 261, 266, 268, 271-274, 278, 280-284, 294, 296, 297, 306-308, 310, 311, 319, 320, 352-354, 357-362, 364-367, 375, 376, 380-384, 386, 388, 390, 404, 406, 409, 412, 413, 421, 425, 432, 433, 436-442, 444, 445, 448, 451, 454, 456, 458, 464, 466-469, 482, 491, 493, 495, 497, 500, 501, 510, 512, 515-518, 523, 524, 527-529, 543-545, 560, 561, 563-569, 575-580, 583-587	《17.13》 (25.89) 913.65			

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他		
土砂流出 防備 保安 林	美郷町	(旧)南郷村	1-3, 7-12, 15, 16, 22, 26, 27, 30-36, 38-48, 51, 53-59, 62-66, 68, 69, 71- 74, 76, 77, 82, 83, 89, 90, 93, 97- 100, 102-108, 111-113, 115- 120, 122, 124- 127, 129-139, 145, 148-150, 152, 154-157, 178, 180, 181	(24.09) 785.14			
		(旧)西郷村	5, 7, 8, 10-14, 17, 20-22, 24, 26-28, 30, 37-40, 43, 44, 47, 59, 64-66, 70, 72, 77, 80, 85, 86, 88-90, 96, 97, 99- 102, 106, 107, 109-116, 118, 122, 123, 125, 136, 140-143, 147, 149, 152, 156, 162, 166, 167, 169, 170	(0.76) 336.71			
		(旧)北郷村	1, 4-6, 10-14, 17, 18, 22-24, 26, 27, 32, 34, 40-48, 50- 53, 55-59, 69, 71, 76, 77, 80, 82, 85- 87, 89-92, 95- 104, 112, 114, 122, 127, 129, 138, 139, 143- 147, 151, 156, 157	(319.50) 689.15			

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
土砂崩壊防備保安林	総数		(0.20) 1.84	1 主伐に係る伐採の方法は、保安施設事業の施行地で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。  2 その他の森林にあつては、択伐とする。  3 土砂流出防備保安林の4と同じ。  4 土砂流出防備保安林の6と同じ。	水源かん養保安林と同じ。	
	旧日向市	16	0.76			
	旧東郷町	63	0.46			
	門川町	60	0.42			
	椎葉村	440	(0.20) 0.20			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
防風保安林	総数		《6.53》 6.53	<p>1 主伐に係る伐採の方法は、林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20m未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐【その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10m未満のものをいうものとする。）にあつては禁伐とする。】</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 水源かん養保安林の2と同じ。</p> <p>4 水源かん養保安林の3と同じ。</p>	水源かん養保安林と同じ。	
	日向市	(旧)日向市 1	《6.53》 6.53			
潮害防備保安林	総数		《113.19》 (48.12) 114.78	<p>1 主伐に係る伐採の方法は、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐とする。</p> <p>3 土砂流出防備保安林の4と同じ。</p> <p>4 土砂流出防備保安林の6と同じ。</p>	水源かん養保安林と同じ。	
	日向市	(旧)日向市 14, 27, 28, 36, 94-96	《113.19》 (48.12) 113.19			
	門川町	1	1.59			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
干害防備保安林	総数		(3.88) 387.09	1 水源かん養保安林の1と同じ。 2 水源かん養保安林の2と同じ。 3 水源かん養保安林の3と同じ。	水源かん養保安林と同じ。	
	美郷町	(旧)西郷村 143, 145-147	(1.29) 16.99			
		(旧)北郷村 42, 43, 48-50, 98, 108, 119, 120, 122	(2.59) 370.10			
落石防止保安林	総数		2.64	1 主伐に係る伐採の方法は緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては択伐とする。 2 その他の森林にあつては禁伐とする。	水源かん養保安林と同じ。	
	日向市	(旧)日向市 99	0.03			
	市	(旧)東郷町 69	2.61			
防火保安林	総数		0.07	1 主伐に係る伐採の方法は、禁伐とする。		
	日向市	(旧)日向市 77	0.07			
魚つき保安林	総数		《13.47》 (0.87) 20.16	1 主伐に係る伐採の方法は、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 2 その他の森林にあつては択伐とする。 3 土砂流出防備保安林の4と同じ。 4 土砂流出防備保安林の6と同じ。	水源かん養保安林と同じ。	
	日向市	(旧)日向市 95	(0.87) 0.87			
	門川町	146-148, 151	《13.47》 19.29			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
保健保安林	総数		《99.33》 (92.92) 132.64	1 主伐に係る伐採の方法は、伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。  2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。  3 その他の森林にあっては、択伐とする。  4 水源かん養保安林の2と同じ。  5 水源かん養保安林の3と同じ。  6 土砂流出防備保安林の6と同じ。  7 水源かん養保安林の5と同じ。	水源かん養保安林と同じ。	
	日向市	(旧)日向市 94,97	《48.95》 (48.12) 49.95			
	門川町	149,150	《49.38》 (21.09) 58.98			
	美郷町	(旧)北郷村 65,72,73,75,76	(23.71) 23.71			
風致保安林	総数		2.08	1 主伐に係る伐採の方法は、風致保存のため特に必要があると認められる森林にあっては、禁伐とする。  2 その他の森林にあっては、択伐とする。  3 土砂流出防備保安林の4と同じ。  4 土砂流出防備保安林の6と同じ。	風致の保全を考慮した施業を行うこと。	
	椎葉村	536	2.08			

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
砂防指定地	総数		458.87	1 主伐に係る伐採の方法は、伐採種を定めない。	現状を変更する場合は県知事の許可を受けなければならない。	
	日向市		85.26			
	門川町		35.20			
	諸塚村		67.86			
	椎葉村		130.48			
	美郷町		140.07			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
国定	特別保護地区	総数		(4.60) 4.60	1 禁伐とする。	1 現状を変更する場合は県知事の許可を受けなければならない。
		門川町	151	(4.60) 4.60		
公園	第一種特別地域	総数		(22.16) 61.42	1 禁伐とする。但し、風致の維持に支障のない限り単木伐採を行うことができる。 2 伐期齢は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う林齢に10年以上を加えて決定する。 3 択伐率は森林の最小区分ごとに算定し、現在蓄積の10%以内とする	1 風致の保全を考慮した施業を行うこと。 2 現状を変更する場合は県知事の許可を受けなければならない。
		日向市	(旧)日向市 95,96	(22.16) 61.42		
日豊海岸	第二種特別地域	総数		(160.75) 283.88	1 主伐に係る伐採の方法は、択伐とする。但し、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐によることができる。 2 国定公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く。)は、原則として単木択伐によるものとする。 3 伐期齢は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う林齢以上とする。 4 択伐率は、用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 皆伐による場合、その伐区は次のとおりとする。 1) 一伐区の面積は2ha以内とする。但し、保残木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区面積で除した値が10分の3より多い場合又は車道、歩道、集団施設地	1 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 2 現状を変更する場合は県知事の許可を受けなければならない。
		日向市	(旧)日向市 1, 2, 13, 14, 27, 28, 36, 94-97	(102.50) 210.73		
		門川町	147-150	(58.25) 73.15		



種類	森林の所在			面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)			伐採方法	その他	
国定公園 (日豊海岸)					区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を2ha以上とすることができる。 2) 伐区は更新5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。		
国定公園 (九州中央山地)	第三種特別地域	総数		(728.02) 1710.58	1 全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。	1 現状を変更する場合は県知事の許可を受けなければならない	
		椎葉村	16, 18-22, 27, 38-43, 45, 46, 228-230, 289-294, 306-309, 311, 312, 404-411, 413, 414, 418-421, 424	(728.02) 1710.58			
その他	県指定天然記念物	総数		《6.53》 (6.53) 6.53	1 原則として、禁伐とする。	1 現状を変更する場合は県知事の許可を受けなければならない。	
		日向市	(旧)日向市 1	《6.53》 (6.53) 6.53			

注1：砂防指定地を除く数値は、森林資源調査結果を基に算出。

2：（ ）は保安林との重複で内数。

3：《 》は公園との重複で内数。

4：制限林の施業方法等の詳細については、保安林は県東臼杵農林振興局、砂防指定地は県日向土木事務所（椎葉村の一部は県西都土木事務所）、自然公園は県自然環境課自然公園室、鳥獣保護法特別保護区は環境省自然環境局、史跡名勝天然記念物は国・県・市指定ともに関係市町村の文化財担当課と協議を行うこと。

## 2 その他必要な事項

該当なし

